公 共 政 策 大 学 院

講　義　要　綱

平　成　26　年　度

（2014 年度）

東北大学公共政策大学院
（法学研究科公共法政策専攻）

目　　次

・ 公共政策大学院履修案内 ………… 1

・ 平成26(2014)年度公共政策大学院授業科目一覧 ………… 5

・ 平成26(2014)年度公共政策大学院授業科目 ………… 7

・ 平成26(2014)年度公共政策大学院授業日程 ………… 89

・ 平成26年度公共政策大学院前期・後期時間割表 ………… 91

公共政策大学院

履　修　案　内

公共政策大学院履修案内

1　カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期
必須科目 (政策調査の技法、公共政策ワークショップⅠ)	必須科目 (公共政策ワークショップⅠ)	必須科目 (公共政策ワークショップⅡA) ＜政策調査の技法＞	必須科目 (公共政策ワークショップⅡB)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考]＜　＞内の科目は履修可能ではあるが、本来は＜　＞の付されてない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) 必須科目 (1,2年次配当、22単位選択必修)

必須科目のうち、「政策調査の技法」においては、インターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な考え方や技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を2年にわたって行うものです。

1年次では、「公共政策ワークショップⅠ」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容が総合的に評価されます。

2年次では、「公共政策ワークショップⅡA」を前期に履修し、「公共政策ワークショップⅡB」を後期に履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(b)　基幹科目（1,2年次配当、18単位まで選択必修）

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されています。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われます。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められます。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもあります。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業です。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法が教授されます。

「公共政策特論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

「論文作成基礎講義」は、公共政策特論と一体として受講することで、論文作成能力を涵養するとともに、現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とするものです。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(c) 展開科目　(1,2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、又は学部の授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、運営委員会が認めた場合には、9 単位を限度として、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2　履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3　修了要件について

（1）総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

①公共政策大学院に 2 年以上（1 年修了学生にあっては、1 年以上）在学すること。

②必須科目群に属する科目を 22 単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップⅠを 12 単位、公共政策ワークショップⅡ A を 2 単位、公共政策ワークショップⅡ B を 6 単位（1 年修了学生にあっては、公共政策ワークショップⅡ A・B に代えて、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8 単位））、政策調査の技法を 2 単位修得すること。

③基幹科目群に属する科目を 18 単位以上修得すること。

④ 48 単位以上を修得すること。

（2）追試験について

その年の 3 月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては, 公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4　1 年修了について

公共政策大学院の課程を 1 年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1 年修了の制度が設けられています。ただし、1 年修了は、1 年間で 2 年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

（1）手続

1 年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第 1 年次後期の開始時までに、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記（3）⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

（2）1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第1年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップⅠにおける前期までの平常点も含まれます。

（3）1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

①公共政策大学院に1年以上在学すること

②公共政策ワークショップⅠを12単位及び政策調査の技法を2単位修得すること。

③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8単位）

④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。

⑤ 48単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

（4）その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5　アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

・ 実務家教員（責任担当教員）
　　実務的観点から見た科目履修
　　卒業後の進路

・ 研究者教員：
　　法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
　　他専攻・他研究科科目の履修

6　インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞が関の官庁等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうち運営委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7　成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は，所定の期限内に，当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して，当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。

この申立てをする学生は，所定の申請用紙に必要事項を記載し，専門職大学院係に提出して下さい。

責任教員から上記の説明を受けた学生は，なおその説明に不服があるときには，説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができます。この申立てをする学生は，所定の申請用紙に必要事項を記載し，改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公共政策大学院

授業科目一覧

平成26年度　公共政策大学院授業科目一覧

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
（1）必須科目							
公共政策ワークショップⅠ	12		通年	M１	３コマ		
プロジェクトA		宍戸，澁谷					7
プロジェクトB		奥村，桑村					9
プロジェクトC		西本，柳					12
プロジェクトD		小森，島田					15
公共政策ワークショップⅡA	2		前期	M２	１コマ		18
公共政策ワークショップⅡB	6		後期	M２	３コマ		18
政策調査の技法	2	金谷,澁谷,宍戸,奥村	＊1	M１	＊1		19
（2）基幹科目							
公共政策基礎理論	4	西本ほか	前期	M１，２	２コマ		21
論文作成基礎講義	2	戸澤，飯島，北島，島田	通年	M１	＊2	「公共政策特論Ⅱ」と合わせて履修すること	22
公共政策特論Ⅱ	2	戸澤，飯島，北島，島田	通年	M１，２	＊2		24
地域社会と公共政策論Ⅱ	4	村上	前期	M１，２	２コマ		26
行政の法と政策	2	北島	前期	M１，２	１コマ		28
租税制度論	2	澁谷	前期	M１，２	１コマ		29
政策税制論	2	澁谷	後期	M１，２	隔週２コマ		31
グローバル・ガバナンス論	2	未定	＊1	M１，２	＊1		33
経済学理論	4	安藤	後期	M１，２	隔週４コマ		34
財政学	2	只友	＊1	M１，２	＊1		37
地方自治法	2	飯島	後期	M１，２	隔週２コマ		39
社会福祉法	2	志田	前期	M１，２	１コマ		40
防災法	2	島田，丸谷	前期	M１，２	１コマ		41
政策体系論　政策実務A 都市法政策Ⅰ	2	島田	前期	M１，２	１コマ		43
政策体系論　政策実務A 都市法政策Ⅱ	2	島田	後期	M１，２	１コマ		45
地方自治政策体系論	2	宍戸	前期	M１，２	１コマ		47
外交体系論	2	柳	前期	M１，２	隔週２コマ		49
公共哲学	2	犬塚	後期	M１，２	隔週２コマ		50
（3）展開科目							
租税法原論	2	澁谷	後期	M１，２	１コマ	他専攻等と合同	52
都市環境政策論演習	4	島田	通年	M１，２	１コマ	〃	53
法と経済学	2	森田	前期	M１，２	１コマ	〃	55
環境法Ⅱ	2	大塚	＊1	M１，２	＊1	〃	57
実務労働法Ⅰ	2	桑村	前期	M１，２	隔週２コマ	〃	59
実務労働法Ⅱ	2	桑村	後期	M１，２	１コマ	〃	61
社会保障法	2	嵩	前期	M１，２	１コマ	〃	63
経済法Ⅰ	2	滝澤	前期	M１，２	１コマ	〃	65
経済法Ⅱ	2	滝澤	後期	M１，２	１コマ	〃	67
トランスナショナル情報法	2	金谷，芹澤，早川	後期	M１，２	１コマ	〃	69
ジェンダーと法演習	2	糠塚，小島	前期	M１，２	１コマ	〃	71
国際関係論演習	4	戸澤	通年	M１，２	隔週２コマ	〃	73
西洋政治思想史演習	4	犬塚	通年	M１，２	隔週２コマ	〃	75
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	通年	M１，２	隔週２コマ	〃	77
インターンシップAⅠ	1			M１，２			79
インターンシップAⅡ	1			M１，２			79
インターンシップB	2			M１，２			79
比較政治学演習Ⅰ	2	横田	前期	M１，２	１コマ	他専攻等と合同	80
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M１，２	１コマ	〃	81
日本政治外交史演習Ⅰ	2	伏見	前期	M１，２	１コマ	〃	82
日本政治外交史演習Ⅱ	2	伏見	後期	M１，２	１コマ	〃	83
現代政治分析演習Ⅰ	2	尾野	後期	M１，２	１コマ	〃	84
現代政治分析演習Ⅱ	2	尾野	後期	M１，２	１コマ	〃	85
防災政策論演習	4	丸谷	通年	M１，２	１コマ		86

注1）　*1は連続講義で開講する。
注2）　*2は別途周知する。

公共政策大学院

授　業　科　目

授業科目：公共政策ワークショップⅠ　プロジェクトＡ（１２単位）
責任教員：宍戸　邦久、澁谷　雅弘
配当学年：Ｍ１年
開講学期：通年
週授業回数：３回

登米市における今後の施策展開のあり方

＜目　的＞

日本は、少子高齢化が進行し、人口減少社会となった。そのような中にあっても、経済を持続可能なものとし、国民・住民がどこに住んでいても安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくり・地域づくりが必要である。そのため、全国の自治体は、地域の特性を踏まえ各種施策を展開しており、宮城県登米市もその一つである。

登米市は、宮城県北東部に位置し、平成 17 年（2005 年）に 9 町が合併して新設された自治体である。西部が丘陵地帯、北部が山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成し、県内有数の穀倉地帯となっており、宮城米「ササニシキ・ひとめぼれ」の主産地として名を成している。

登米市は、農林業を基幹産業としてきたが、後継者不足や農産物の輸入の増加などにより低迷していることから、農林業の振興や有効な土地利用、地場産業の振興、地域経済の活性化が必要な状況にある。

また、登米市は、既に 4 人に 1 人が 65 歳以上の超高齢社会に直面しており、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう福祉サービスの充実や暮らしやすい環境を整えるとともに、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができる仕組みづくりや救急医療環境の充実が重要となっている。

また、積極的な公共投資が望めない中で、既存施設の有効活用や効率的な維持管理を図りながら、多様化する市民ニーズに対応していく「質の高い生活空間のあるまちづくり」、合併により効果が得られた広域的なまちづくりや行政基盤の強化がある一方で多様化した地域の課題を解決していく「市民の積極的な参画システムづくり」など、課題は多岐にわたる。

このような状況を踏まえ、本ワークショップでは、登米市をフィールドとして、今後の社会経済情勢の変化にも対応し、東北地方における地方都市として住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるような地域づくり何が必要なのかを探っていく。

すなわち、①合併の検証を含めた登米市の現状分析、②当該現状分析を踏まえた課題の抽出、③当該課題を解決する上で諸制度・施策の問題点の提示、④当該問題点の解決方策としての政策提言を行い、もって現状分析や課題・問題点の抽出・提示、政策提言を行う能力を養成することを主たる目的とする。

＜授業内容・方法＞

本ワークショップは、概ね以下の通り進めることを想定しているが、具体的かつ詳細な進め方については、参加者自身がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する。

○４～５月　準備・現状分析期間

・地方自治制度の基本的事項の把握（特に市町村合併）

・登米市の概況・総合計画の把握

・登米市の合併の経緯の把握

○６～８月　フィールド調査・ヒアリング調査等の実施期間

・登米市における施策の現状調査（市役所、各種団体、住民ヒアリング）・分析・評価

・登米市の合併の効果・課題の抽出

・登米市以外の地方都市の現状調査

・政策提言分野・アウトラインの検討

○ 10 月～１月　政策提言のアウトラインに沿った調査・検討実施期間

・登米市における効率的・効果的な政策・施策の具体的検討

・政策提言のとりまとめ

＜参考図書＞

ワークショップを進めていく過程で、必要な文献を適宜指示する。なお、本ワークショップを進めるにあたっての前提となる地方自治に関する基礎知識を学ぶための文献として、礒崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック　地方自治 [改訂版]』（北樹出版、2011 年）を挙げておく。

＜成績評価の方法＞

ワークショップへの取組姿勢、グループに対する貢献度（調整能力、リーダーシップ等）、最終報告書の内容、プレゼンテーション能力、対外調整能力等を総合的に評価して行う。

＜その他＞

本ワークショップでは、公共政策を形成するための組織として、有機的かつ一体的な意思決定のための議論の積み重ねや外部との調整のための工夫等を実践的に学ぶとともに、組織としての成果として、どのような政策提言を出すことができるかが試される。従って、各参加者が協働して、互いの不足を補い、報告書作成に向けて効率的・効果的に作業を行うことが期待される。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ　プロジェクトＢ（１２単位）
責任教員：奥村　豪、桑村　裕美子
配当学年：Ｍ１年
開講学期：通年
週授業回数：３回

宮城県における産業の特徴とその持続的発展に資する施策

＜目　的＞

地域社会を維持・発展させるためには、地域内の経済活動を活性化させ、そこに安定した雇用を生み出すことにより、人々が地域に定着し、地域の文化、教育等の担い手となっていく流れを創っていく必要がある。

このような流れを実現するための一つの方法として、地域内での経済循環を創出する、つまり、地域内における個々の経済活動が相互に関連する産業構造を創出し、当該地域に安定した利益と雇用を生み出していくことが考えられる。

この点、宮城県は、平成１９年３月、「宮城の将来ビジョン」を策定し、「経済基盤を確立し県経済の成長を図る『富県』を実現すること」を県政運営の基本的方向の一つとして据え、様々な産業振興策を実施することにより、平成２８年度には県内総生産１０兆円以上を実現するとの目標を明らかにしている。また、この目標は東日本大震災後も「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」において引き継がれている。

他方で、昨今の厳しい財政事情や様々な行政ニーズに対応する必要がある中では、目的達成に有効な施策は何か、優先的に取り組むべき施策は何かを考え、当該施策に資源を集中させることが必要となる。

このためには、宮城県においてどの産業がどのような特色を有しているのか、各産業がどのように相互に関連し合っているのか、関連する規制制度が事業活動に対してどのような影響を与えているのか、などの観点から、宮城県の産業構造を的確に把握することが必要となる。

特に、宮城県の産業構造は、「宮城の将来ビジョン」が策定された平成１９年当時のものとは異なり、先の東日本大震災によって大きく変化していることが想定されることから、このような構造変化をも踏まえ、東日本大震災からの復興と更なる発展に資する施策を考えていくことが不可欠となる。

以上の問題意識から、本ワークショップでは、宮城県の産業構造の特徴や課題を把握した上で、宮城県経済の好循環を創出し、地域社会の維持・発展に資する施策等について提言を行うことを目的とする。

＜授業内容・方法＞

本ワークショップは、おおむね以下のとおり進めることを想定しているが、詳細な内容及び具体的な進め方は、参加者全体による討議や教員との意見交換等の場において検討し、

決定する。
○　現状把握、基礎知識の習得等（４月～５月）
・宮城県の産業構造の特徴・課題の把握
　産業連関表、経済センサス活動調査等の統計データを用い、宮城県の産業構造を分析し、その特徴や課題を整理。
・宮城県における経済振興施策に係る情報の収集及び学習
　宮城県が地域経済の発展に向けてどのような施策を講じてきたのか、また、講じる予定なのか、公表資料等を基に調査・整理。
・地域振興に関する基礎的な知識の習得
　地域振興施策の具体的事例、地域振興に向けた国レベルの取組等について文献等を基に調査・研究し、整理。
○　ヒアリング調査、中間報告会の準備等（６月～８月）
　上記活動により把握した特徴・課題を基に、採るべき施策の方向性について検討。同時に、当該特徴・課題について、実態を踏まえ、更に研究を深めるため、関係者へのヒアリングや現地調査を実施。
○　調査・研究の深化、提言の取りまとめ（９月～１月）
・提言案の検討及び補足調査
　ヒアリング調査等によって明らかとなった課題等を踏まえ、必要な施策を検討。併せて関係規制や法制度の調査・研究を実施。また、必要に応じ、現地視察・ヒアリング等による補足調査を実施。
・最終報告会（１２月）の準備及び最終報告書の取りまとめ
　最終報告会に向けたプレゼンテーション資料等の作成作業、最終報告書の作成や取りまとめ作業等を実施。

＜参考資料・書籍＞
　基本的な資料、書籍は以下のとおり。これ以外のものは、授業の中で適宜紹介する。
○　行政情報（インターネットで閲覧可能）
・「宮城県産業連関表」（宮城県）
・「平成２４年経済センサス－活動調査」（総務省統計局）
・「事業所・企業統計調査」（総務省統計局、経済産業省）
・「作況調査」（農林水産省）
・「宮城県統計年鑑」（宮城県）
・「宮城県民経済計算」（宮城県）
・「宮城の将来ビジョン」（平成１９年３月　宮城県）
・「宮城県震災復興計画」（平成２３年１０月　宮城県）
・「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」（平成２４年３月　宮城県）
○　書籍
・「地域と雇用を創る産業連関分析入門」（入谷貴夫著　自治体研究社）

・「経済効果入門－地域活性化・企画立案・政策評価のツール－」
（小長谷一之 前川知史 編　日本評論社）
・「地域調査から自治体政策づくりへ－経験主義からの実践論－」
（遠藤宏一著　自治体研究社）
・「経済統計－産業活動と物価変動の統計的把握－」（清水雅彦 菅幹雄 著　培風館）
・「地域政治経済学」（中村剛次郎著　有斐閣）
・「地域経済学入門」（山田浩之 徳岡一幸 編　有斐閣）

＜成績評価の方法＞

以下の事項を総合的に評価するが、特に重視するのは、当然のことながら、熱意、真面目さ、そして協調性である。また、共同研究である以上、それぞれが自らの役割を果たし、責任ある行動を採ることが何よりも求められる。

○　グループ活動に対する取組姿勢
（真摯に積極的で協調的であるか、責任ある行動を採っているか、グループ内での報告・連絡・相談を的確に実施しているか等）
○　中間報告、最終報告の内容（プレゼンテーションを含む。）
（準備作業における貢献度合い、発表・質疑対応、提案施策等の合目的性・論理性等）
○　調査・研究活動における取組内容等
（現状と課題の把握・分析の的確性、貢献度合い、ヒアリング等に対する姿勢（準備、相手方との応対）等）

＜その他＞

本ワークショップでは、参加者が積極的に、かつ、相互に協力して調査・研究・議論を行い、具体的な提言を生み出していくことが期待される。特に、現状の把握や課題の発見、提言の検討、報告書の作成等の一連の作業においては、各参加者がそれぞれの能力・知識を持ち寄り、協業し、作業を積み上げていくことが不可欠であるため、本ワークショップでは、各人が責任感をもって行動することが大切となる。

また、本ワークショップでは、産業構造の特徴や課題を把握するに当たり、各種の統計データについて、主にエクセルを用い、必要な分析を行うこととなるため、参加者は「政策調査の技法」において統計データの分析手法等を積極的に学習することが求められる。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ　プロジェクトＣ（１２単位）
責任教員：西本　健太郎、柳　淳
配当学年：Ｍ１年
開講学期：通年
週授業回数：３回

日本の領海・排他的経済水域の総合的管理

＜目　的＞

日本は「海洋国家」であるとしばしば言われてきた。しかし、単に四方を海に囲まれた島国としてではなく、国際的協調の下での積極的な海洋の利用を国の基本的な政策として自覚的に位置づけるに至ったのは、比較的最近のことである。平成19年7月に「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること」等を目的とした海洋基本法が施行され、これに基づいて海洋基本計画が閣議決定された。また、日本が主権・管轄権を有する海域における活動については、従来個別の法令が適用されていたのに対して、排他的経済水域の総合的な管理を実現するためのいわゆる「EEZ包括法」に向けた立法作業が現在進行中である。

海洋の分野は、一方ではいわゆる「フロンティア分野」として、海洋エネルギーや鉱物資源開発を中心としたその開発・利用が日本の今後の成長戦略の観点から大きな期待を集めている。しかし他方では、尖閣諸島周辺海域をめぐる問題に象徴されるように、周辺国との間で海洋安全保障上の課題も生じており、対応が求められている。国土の約12倍という広大な排他的経済水域を有する日本にとって、その利用と管理のための施策は今後の日本のあり方にとって極めて重要な意味を持つ。

このような観点から、本ワークショップでは日本が主権・管轄権を有する海域である領海・排他的経済水域の総合的管理のための施策について検討し、最終的に政策提言の形でとりまとめる。海洋基本法が「海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要である…」（第1条）としていることにも見られるように、このテーマに取り組むためには、国際法・外交政策及び国内法・国内法政策の両方の視点を持ち、幅広い分野における施策間の相互の連携・調整を考える必要がある。領海及び排他的経済水域は国際法上の制度であるから、まずは既存の国際的な枠組みの内容とこれを受けた国内の法政策を理解した上で、幅広い視点から現状を分析し、政策のあり方について検討を進めていくことになる。

本ワークショップは、このように国際・国内の両面から横断的に検討する必要のある課題に取り組むことを通じて、特に国際的な文脈を踏まえた政策の立案企画能力を養成することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

日本の領海・排他的経済水域の総合的管理のための施策について、関係資料の収集、関係者からのヒアリング、現地調査等を通じて現行の法制度・政策のあり方を検討し、あるべき施策に向けた政策提言を取りまとめる。

　具体的なスケジュールも参加者の議論を踏まえて決定していくが、概ね以下のようなスケジュールを予定している。

・ 4月～5月：資料・文献の読解等を通じた現行の国際的な枠組み（国連海洋法条約の下での領海・排他的経済水域制度）及び国内的な枠組み（海洋基本法及び海洋基本計画の概要、これを受けた海洋に関する政府の施策等）の全体像を把握する。
・ 6月～7月：関係者（政策担当者、海域の実利用者等）からのヒアリング等も踏まえて具体的な政策課題を抽出・特定し、政策提言のアウトラインを作成する。
・10月～1月：政策提言のアウトラインの各項目について、政策文書・文献や関係者からのヒアリングを通じてより深く分析を進め、現状の課題とその解決のための施策について検討し、最終的に政策提言の形にとりまとめる。

＜教科書・教材＞

下記のほか、適宜授業の中で紹介する。

1．政策文書等
- 「海洋基本計画」（平成25年4月26日）
- 「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（内閣官房総合海洋政策本部事務局、各年度）
- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（平成25年12月24日）
- 「海洋生物多様性保全戦略」（平成23年3月）
- 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（平成21年12月）

2．書籍
- 高坂正堯『海洋国家日本の構想』（中央公論新社、2008年）
- 山本草二『海洋法』（三省堂、1992年）
- 国際法学会編『海』（三省堂、2001年）
- 山本草二編『海上保安法制―海洋法と国内法の交錯―』（三省堂、2009年）
- 栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（有信堂、2010年）
- 栗林忠男・秋山昌廣編『海の国際秩序と海洋政策』（東信堂、2006年）
- 海洋政策研究財団編『海洋問題入門―海洋の総合的管理を学ぶ―』（丸善、2007年）
- 白山義久他編『海洋保全生態学』（講談社、2012年）

3．定期刊行物等
- 『海上保安体制調査研究委員会報告書』（海上保安協会）
- 『日本海洋政策学会誌』（日本海洋政策学会）
- 『海洋白書』（海洋政策研究財団）
- 『海洋政策研究』（海洋政策研究財団）

＜成績評価の方法＞

ワークショップにおけるグループ作業への全般的な取り組み姿勢、中間報告及び最終報告・最終報告書に向けたグループ作業への貢献度、最終的報告書の内容等によって総合的に評価する。

＜その他＞

本ワークショップは「授業内容・方法」で示した大枠のスケジュールに従い、まずは現行の国際的・国内的な枠組みを十分に理解するために講義形式または資料・文献読解のゼミ形式で進めるが、その後は参加者が問題関心に応じて自主的に課題を設定し、検討を進めていくことが求められる。本ワークショップのテーマは国際法から国境離島の自治体政策まで幅広い分野に関係するものであり、参加者には自由な発想の下での主体的な議論を期待している。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ　プロジェクトＤ（12 単位）
責任教員：小森　繁、島田　明夫
配当学年：Ｍ１年
開講学期：通年
週授業回数：３回

地域から考える経済・社会のグリーン化：環境経営・環境産業・地域づくりについて

<目　的>

１．東日本大震災からの本格復興における環境政策

東北では、大量の災害廃棄物の処理も進み、本格復興の時期に入りつつある。政府の東日本大震災復興基本方針においては、環境先進地域の実現や、再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上などが掲げられ、各地自体の震災復興計画において、再生可能エネルギーを活用したエコタウンの形成等を位置づけている例もある。エネルギーの固定価格買取制度、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）などの新たな制度の下、復興の一環として環境に配慮した経済活動や地域づくりが位置づけられた。平成 24（2012）年度 WSD「震災復興に向けた市民・行政協働型の環境政策の課題と推進方策について」において、「新しい公共」の考え方を踏まえ、市民との協働の観点から震災復興の政策提言を行なった。

２．世界は環境と経済の対立から「グリーン経済」の時代へ

環境問題は、人間の経済社会活動の結果であり、公害の時代には、環境と経済は対立するものと認識されがちであったことを考えると、経済社会の復興の一部に環境政策が位置づけられているのは大きな変化である。これは、震災復興に限らず、国際的な大きな変化だと考えられる。1972 年、ローマクラブレポート「成長の限界」が経済成長に対する資源・環境制約の問題を提起した。1992 年に、地球サミットが開催され、「持続可能な開発」の概念が宣言等に盛り込まれ、環境と経済の両立の考え方が広がり、我が国においても、事業所管官庁や経済産業界が、環境保全を自主的・積極的に取り組むようになった。2012 年、国連持続可能な開発会議では、「グリーン経済」が主要議題となり、資源制約の克服と環境負荷の軽減、経済成長の達成、生活の質と福利の向上を同時に実現する経済に向けて取り組むことが共通認識となった。実際、国際社会において環境に関する規制や規格が整備され、環境対応が経済活動において無視できなくなっている。また、グリーンニューディールやグリーン成長の政策が各国で活発になり、環境を経済発展の牽引役の一つとしても認識されている。

我が国においては、平成 24（2012）年、第 4 次環境基本計画において、経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションを重点分野と位置付けられた。地球温暖化や製品中の化学物質など様々な課題が生まれ、環境と経済の関わりが一層深いものとなった今、環境と経済を統合的に捉え、規制のみならず、情報的手法や自主的取組などを組み合わせなが

ら、経済社会活動に環境保全を織り込むことが必要である。グリーン購入など需要側の行動だけでなく、供給側の行動を促す施策として、環境ラベリング、環境報告書、環境会計、環境マネジメントシステム等の促進が述べられている。

３．本ワークショップでは、被災地に限らず東北地域の経済発展を見据えて、「グリーン経済」の考え方を踏まえ、事業者や産業の視点から、始まったばかりのスマートコミュニティの取組や再生エネルギー産業の集積、自然環境という地域資源を生かしたビジネスを、地域づくり政策として今後どのように育てていくことができるかを考えていきたい。また、経済活動の主要な主体である事業者の環境保全に対する考え方は、かつての激甚な産業公害や自然破壊の時代とは大きく異なっており、環境法令の遵守にとどまらず、企業の社会的責任（CSR）として本業で環境保全に取り組もうとする先進的な動きもあり、東北地域に広げていくことも課題である。

次のような点が、今後具体的に課題になっていくと考えられる。

① 企業の社会的責任（CSR）の展開として、本業や新たなビジネスに取り組む先進的な動きがあるなか、事業活動における環境配慮の向上をどう促進するか、
② 省エネルギーや再生可能エネルギー等の利用促進（低炭素社会）、②携帯電話に含まれるレアメタルといった資源ごみ・都市鉱山の活用（循環型社会）、③エコツーリズム等生態系サービスの活用（自然共生社会）など、各分野で、様々な環境ビジネスを具体的に育成できるか。環境金融等を活用し、各地で環境産業を育成できるか。
③ グリーンイノベーションを活用して、建築、交通、暮らしなど環境に配慮した地域づくり、街づくりを進め、環境に配慮した社会インフラを整備できるか。
④ 第４次環境基本計画を念頭に、自治体としては環境基本計画や地域経営戦略の中で「グリーン経済」をどう位置づけ、推進するか。

＜授業内容・方法＞

概ね以下のような流れを目安としつつ、具体的なスケジュールは参加者自身の議論を踏まえて決定する。

○４月～５月　調査課題の検討、現状把握

国、自治体の公表資料、各種文献・書籍、マスコミ報道等を収集・整理し、①持続可能な開発、グリーン経済等の国内外の動き、②これまでに講じられている施策、関係諸制度、③地域づくりや環境経営の実施状況（復興計画の進捗、全国的な先進事例を含む）等を把握する。理解を深めるため、外部有識者等による講義、現地視察も適宜行う。

○６月～８月　フィールド調査、ヒアリング調査等の実施

環境省はじめ関係行政機関、経済団体、事業者、有識者等からのヒアリング、先進的な取組や東北地域の状況について、現地調査、意見交換等を実施し、具体的な問題点を把握し、解決方策の方向性を議論する。

○９月～１月　具体的な提言の作成

具体的な提言の作成に向けて、必要なヒアリング、アンケート調査等を行い、実証的

な分析を進めた上で、議論を積み重ねて政策提言をとりまとめる。最終報告会に向けて、プレゼンテーションを準備する。

＜教科書・教材＞

基本的な資料、書籍は以下のとおり。その他、ワークショップを進める過程で、必要な教材を適宜紹介する。

・平成 24（2012）年度 WSD 報告書「震災復興に向けた市民・行政協働型の環境政策の課題と推進方策について」
・宮城県等の震災復興計画
・第４次環境基本計画
・自治体の環境基本計画
・平成 24 年度及び平成 25 年度環境白書
・環境法（大塚直著：有斐閣）
・リーディングス環境第５巻持続可能な発展（植田和弘他編：有斐閣）
・グリーン経済最前線（井田徹治・末吉竹二郎著：岩波新書）
・緑のエネルギー原論（植田和弘著：岩波書店）
・低炭素都市　これからのまちづくり（大西隆・小林光編著：学芸出版社）
・環境でこそ儲ける　ビジネスは「環境経営」で進化する（小林光編著：東洋経済新報社）
・環境ビジネスハンドブック　これだけは知っておきたいビジネスルール４６
（山本良一監修・環境経営学会編：中央法規）
・CSR 新時代の競争戦略 ISO ２６０００活用術（笹谷秀光著）
・震災復興と生態適応　国連生物多様性の１０年と RIO ＋２０に向けて
（武内和彦・中静透編：国際書院）

＜成績評価の方法＞

以下の事項を総合的に評価する。

① グループの一員としての役割を果たしている度合い（真摯で協調的、積極的な取組の姿勢、グループ研究への貢献度を含む。）
② ワークショップの中間報告及び最終報告の及び最終報告の内容（これに関するプレゼンテーションを含む。）

＜その他＞

本ワークショップでは、国内外の大きな政策の潮流を理解するとともに、実際の現場での状況も踏まえて、的確な現状分析や課題・問題点の抽出、実践的な政策提言の行う能力を養うことを目指している。参加者一人ひとりの情報収集・分析力、構想力、的確な表現力とともに、共同作業を通じて創造的なチームを作る力を総合的に養成する。なお、教員からは、どこに問題があるのか、誰が困っているのかの問いかけてながら助言を行うが、参加者が自らの問題として取り組むよう、自主性、自由な発想、行動力を尊重したい。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ　Ａ（２単位）・Ｂ（６単位）
配当学年：Ｍ２年
開講学期：前期・後期
週授業回数：３回

＜目　的＞

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

＜授業内容・方法＞

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、1年次の公共政策ワークショップⅠで習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。

公共政策ワークショップⅠとの最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、公共政策ワークショップⅠとは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

なお、原則として、A（2単位）を前期に履修し、B（6単位）を後期に履修するという順序によるが、休学などの事情により、このような履修順序によらないことを希望する場合には、十分な余裕をもって、個別的に指導教員に相談されたい。

＜教科書・教材＞

ワークショップの進め方については、『２０１４年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

＜成績評価の方法＞

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果をもとに成績を評定する。

成績評価は、前期・後期分を合わせて、後期に行う。

授業科目：政策調査の技法（２単位）
責任教員：金谷　吉成、澁谷　雅弘、宍戸　邦久、奥村　豪
配当学年：Ｍ１年
開講学期：集中講義

<目　的>

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけではなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

まず第１部として、入学前に各学生が提出した小論文試験問題についてのレポートに基づいて、それぞれの担当教員から問題の趣旨の解説がなされ、その上で一部のレポートについて講評を兼ねたディスカッションを行う。これにより、作文能力の向上が目指される。

つづいて第２部として、インタビューやプレゼンテーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための講義を行う。インタビュー、プレゼンテーションの技法は、公共政策ワークショップに不可欠の技能となる。

さらに第３部として、行政の政策立案過程について、政策課題の認識、調査・データ分析、対策の検討、具体化、評価など、政策のプロセスについて解説する。

第４部では、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの作成方法、入手方法、基本的分析方法及びアンケート調査の設計・実施について、講義と実習を行う。また、PCやネットワークに関する技術的な基礎知識についても解説し、公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めるための技能の習得を目指す。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、まず４月の授業開始の最初の週のうち、１，２，３限に授業を行う。それぞれ時間割を確認しておくこと。担当教員と開講場所については追って通知するが、川内北キャンパス・マルチメディア教育研究棟及び片平キャンパス・エクステンション教育研究棟で行われる予定である。

<授業内容・方法>

授業の第１部は、選択した問題ごとにグループに分かれて出題に関わる教員とともにそれぞれディスカッションが行われる。

授業の第２部は、インタビューとプレゼンテーションの技法についての解説と実習である。以下の諸項目について、解説と実習を行う。

１．インタビュー
　（１）聴取事項・内容の整理
　（２）聴取時の注意事項
　（３）聴取後

２．プレゼンテーション
（１）効果的なプレゼンテーション
（２）Q&A のハンドリング

授業の第３部は、行政の政策立案過程についての解説である。内容の諸項目は、以下の通りである。
１．政策課題の認識
２．調査・データ分析
３．対策の検討、具体化
４．評価

授業の第４部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、Microsoft 社の表計算ソフトである Excel の利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。
１．総論・Excel の基本事項
２．分布の中心とばらつき・Excel による単純集計とグラフ作成
３．相関性と因果性――二つの変数の関連性・Excel によるクロス集計とグラフ作成
４．アンケート調査と統計処理
５．図表を用いたプレゼンテーション

＜教科書・教材＞
実教出版編集部『WindowsVista 対応　30 時間でマスター　Excel2007』（実務出版株式会社,2007)※マルチメディア教育研究棟で使用する Excel のバージョンが 2007 であるため。
その他、必要な資料については、授業の中で適宜配布または紹介する。

＜成績評価の方法＞
学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：公共政策基礎理論　（４単位）
担当教員：阿南友亮、飯島淳子、稲葉馨、犬塚元、奥村豪、金谷吉成、北島周作、桑村裕美子、小森繁、宍戸邦久、澁谷雅弘、島田明夫、戸澤英典、西本健太郎、村上堅治、柳淳
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：２回

＜目　的＞

公共政策に関する様々な課題に取り組むためには、問題となっている政策課題を構造的に理解し、多角的な観点から取り組むことが必要である。本授業はこうした取り組みに必要となる基礎を提供し、公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ及び各基幹・応用科目において具体的な政策分野をより深く学ぶための橋渡しとすることを目的とする。このために、受講者がそれぞれの分野について未修者であることを前提として、法学・政治学を中心とする各分野の基礎及び実務上の基本的な知識及び方法論について講義を行う。それぞれの分野を今後より深く学びたいと考える場合の学習方法についてもとり上げるので、受講者は各自の関心にあわせて自習し、また本授業を通じて関心を持った他の基幹・展開科目を積極的に履修することを期待している。

以上のような意味で、本授業は大学院カリキュラムの配置科目を理解するためにも必要である。必須科目としては位置づけられていないが、事実上必修に近い科目としてⅠ年次学生は全員履修されたい。なお、経済学及びその関連分野については、経済学理論、財政学が基礎的な理論の講義を行っているので、適宜これらも並行して履修することが望ましい。

＜授業内容・方法＞

本授業は、本大学院で授業を開講している研究者教員・実務家教員によるオムニバス講義として実施する。研究者教員からは法学・政治学を中心とした各分野に関する基礎的講義が、実務家教員から実務上の具体的な課題を念頭においた基本的な知識及び方法論に関する講義が行われる。

＜教科書・教材＞

特に指定しない。各分野をより深く学ぶために有益な参考文献等に関する情報も含め、各教員が適宜資料を配布する。

＜成績評価の方法＞

レポート試験により行う。

授業科目：論文作成基礎講義（２単位）
責任教員：戸澤　英典、飯島　淳子、北島　周作、島田　明夫
配当学年：Ｍ１年
開講学期：通年

＜本講義の目指すもの＞

本講義は、別途開講される公共政策特論Ⅱと一体として受講することで、学生が第１に公共政策ワークショップⅡで取り組む論文作成能力を涵養するとともに、第２に現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とするものである。

実社会において向き合わなければならないあまたの政策領域と実定行政法制度を、学部段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、いくつかの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どの様な解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどの様な機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実に生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どの様な方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度に関していくつかを掘り下げ、ときに横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域のかなりの部分を網羅できるように配慮されている。

加えて、諸政策の概要を知ることは、本大学院２年次に配置された公共政策ワークショップⅡにおける調査テーマを絞り込む上で不可欠である。よって、本講義では、冒頭に公共政策ワークショップⅡですでに提出されたいくつかのリサーチ・ペーパーを講読することで、政策調査と提言とはいかなるものか、イメージをつかむ。その上で、各学生は外部講師によるオムニバス授業について、前期・後期に１回ずつレポートを提出することを義務づけられる。これらのレポートは教員による講評に付せられる。そして学年末に、学生は公共政策ワークショップⅡで取り組むことを考えている政策領域・制度を対象にしたレポートを作成する。以上により、論文作成能力を磨きつつ、公共政策ワークショップⅡで、精

度の高い調査分析を可能とするテーマを選ぶことが可能になるよう、導くことが目的である。

よって、本講義は、政策の概要を横断的に知るとともに、公共政策ワークショップⅡのイントロダクションの授業である。1年次学生は、2年次に履修する公共政策ワークショップⅡのために、全員履修されたい。

＜講義の内容とスケジュール＞

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうる。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通政策、農業政策、資源・エネルギー政策、通信・放送政策、教育・文化政策、商工業関係法、中央銀行法・金融法、警察関係法、防衛・安全保障政策、災害関係法、財政・金融政策といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、土曜日に開講される。

＜教科書＞

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

＜成績評価＞

各学期に課されるレポート及び年度末に提出するレポートの計3つのレポートにより評価する。ただし、適宜出席状況を加味して成績評価を行う。

＜その他＞

本講義は1年次学生のみを対象とする。

開講は、原則として隔週土曜、3、4限である。本講義は別途開講される公共政策特論Ⅱとあわせて、4月のリサーチ・ペーパー講読、前期においては5月、6月、後期においては10月、11月に開講予定の外部講師による授業、さらには7月、12・1月に行われる提出レポートの講評の授業のすべてに出席することが求められる。

授業科目：公共政策特論Ⅱ（２単位）
責任教員：戸澤　英典、飯島　淳子、北島　周作、島田　明夫
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：通年

＜本講義の目指すもの＞

実社会において向き合わなければならないあまたの政策領域と実定行政法制度を、学部段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、いくつかの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どの様な解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどの様な機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実に生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どの様な方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度に関していくつかを掘り下げ、ときに横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域のかなりの部分を網羅できるように配慮されている。

＜講義の内容とスケジュール＞

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうる。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通政策、農業政策、資源・エネルギー政策、通信・放送政策、教育・文化政策、商工業関係法、中央銀行法・金融法、警察関係法、防衛・安全保障政策、災害関係法、財政・金融政策といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、土曜日に開講される。

<教科書>

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

<成績評価>

１年次学生については、別途開講される論文作成基礎講義と一体のものとして、前期・後期提出レポートと年度末に提出するレポートの計３つのレポートにより評価する。２年次学生については、年度末提出のレポートにより評価する。ただし、適宜出席状況を加味して成績評価を行う。

<その他>

開講は、原則として隔週土曜、３、４限である。２年次学生については、前期においては５月、６月、後期においては１０月、１１月に開講予定の外部講師による授業への出席のみが求められる。１年次学生については、別途開講される論文作成基礎講義とあわせて、４月のリサーチペーパー講読、７月、１２・１月の提出レポートの講評の授業をも出席することが求められる。

授業科目：地域社会と公共政策論Ⅱ（４単位）
責任教員：村上　堅治
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：２回

＜目　的＞

この授業は、地域社会における問題を取り上げ、多角的方向からアプローチし、複数の視座から検討を加え、先入観や固定観念にとらわれない柔軟な思考力と将来を見通す優れた判断力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することを目的としている。2014 年度前期は、「農業政策」をテーマとして取り上げる。

＜授業内容・方法＞

農業は、全国民に食料を供給するとともに国土保全等の多面的な機能を果たしている重要な産業であることから、基幹的な農業政策は国の責任において策定・推進されている。

他方、多くの地域において、農業とその関連産業は地域経済の根幹を成しており、雇用と所得の確保のために大きな役割を果たしている。都市部においても、新鮮で安全な食料の供給のみならず、緑と安らぎの提供、ヒート・アイランド現象の緩和、災害時の避難場所の確保等、地域社会における農業の機能が再認識されつつある。このため、農村部だけでなく、都市地域においても、地方公共団体が様々な農業支援の取組を進めている。

しかしながら、国・地方公共団体とも財政的に厳しい状況にあることに加え、世界的な自由化・市場主義化の流れの中で、農業も含めた経済への行政の介入・関与は縮小を続けている。この流れの中で、民間企業の農業への参入が急増するとともに、NPO や市民団体、消費者団体による農業への支援活動が活発に行われるようになっている。

本講義では、国・地方公共団体がどのように農業政策を推進しているかに加え、農業者・農業団体による現場の取組、民間企業の農業への参入、NPO・市民団体・消費者団体の農業支援の取組等について、多角的に検討していくこととしている。

この観点から、本講義は担当教員と複数の外部講師によるオムニバス講義とし、外部講師としては農林水産省、地方公共団体、農業者・農業団体、民間企業、NPO、市民団体、消費者団体等の方々を想定している。外部講師による講義の後で意見交換を行うほか、受講生間の討議の場も設ける予定である。様々な立場からの講義を聴き、意見交換・討論を行うことで、農業問題の幅の広さ、奥の深さを認識するとともに、多角的で柔軟な思考力を身に付けてほしいと期待している。

＜教科書・教材＞

授業の際に、随時資料を配付する。参考書は、以下に掲げるもののほか、授業において適宜紹介する。

「平成24年度食料・農業・農村白書」（農林水産省HPから入手可能。刊行物は「平成25年版食料・農業・農村白書」（農林水産省編、（株）日経印刷））

「平成25年版農林水産六法」（農林水産法令研究会編、学陽書房）

「農業・食料問題入門」（田代洋一著、大月書店）

「日本の農業150年」（暉峻衆三著、有斐閣）

「日本農業の真実」（生源寺眞一著、筑摩書房）

＜成績評価の方法＞

授業への出席状況、意見交換・討論の内容、期末に提出を求めるレポートの内容を総合的に評価する。

＜その他＞

教員は農林水産省出身の実務家教員であり、農林水産省等への就職を希望する者には可能な範囲で助言を行うので、適宜相談されたい。

授業科目：行政の法と政策（２単位）
責任教員：北島　周作
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞
　行政法に関する知識は、行政活動に関する既存の制度を読み解くにせよ、新たな制度を企画立案するにせよ必須といわれるが、その内容は難解といわれることが多い。その原因としては、その理解に憲法、民法、刑法、訴訟法等の他分野の知識を必要とする上に、テキストに書かれている基礎理論と実際の行政活動・制度との関連が分かりにくいことが挙げられる。本授業では、そうした問題点を踏まえ、最近の具体的立法、政策課題を織り交ぜ、実際の行政活動・制度を理解し、企画立案するために用いることを意識した行政法に関する知識の習得を目指す。
＜授業内容・方法＞
　以下の内容についての講義を基本としつつ、適宜質疑応答を行うという形式をとるが、出席者の人数、理解度、要望等により変更する場合がある。
　　１　行政法の基本構造
　　２　行政手続
　　３　行政立法
　　４　行政行為
　　５　行政指導、行政契約、行政計画
　　６　行政上の義務履行確保
　　７　行政上の不服申立て
　　８　行政事件訴訟１
　　９　行政事件訴訟２
　１０　国家賠償
　１１～１５　最近の事例の検討

＜教科書・教材＞
　塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）
　藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）
　宇賀克也『行政法』（有斐閣）
　櫻井敬子・橋本博之『行政法』（弘文堂）
　稲葉馨ほか『リーガルクエスト行政法』（有斐閣）など
＜成績評価の方法＞
　出席、質疑応答の状況、レポート等を総合評価する。
＜その他＞

授業科目：租税制度論（２単位）
責任教員：澁谷　雅弘
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

<目　的>
租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業および後期に開講される「政策税制論」の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。
この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。
租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。この授業はその基礎的な部分を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>
授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。
授業は、次の順序で進める。

１．イントロダクション
２．税制の基本原則
３．税制改革
４．租税行政手続
５．個人所得課税１：個人所得課税の全体構造
６．個人所得課税２：課税単位、所得の人的帰属、年度帰属
７．個人所得課税３：各種所得の意義１
８．個人所得課税４：各種所得の意義２
９．個人所得課税５：譲渡所得課税
１０．法人所得課税１：法人税の意義
１１．法人所得課税２：法人所得の計算

１２．法人所得課税３：法人税の個別問題
１３．消費課税１：消費課税の意義と種類
１４．消費課税２：消費税法

＜教科書・教材＞

特に指定はしないが、基本書として、『図説日本の税制』（財経詳報社）、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣）、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）等を勧める。また、体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）等がある。

＜成績評価の方法＞

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

＜その他＞

この授業は、後期に開講される「政策税制論」と合わせて受講することを勧める。
また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：政策税制論（２単位）
責任教員：澁谷　雅弘
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：隔週２回

<目　的>

税制は、国家の財源調達の手段であると同時に、今日では様々な政策分野で有効な手段として用いられている。このような政策手段としての租税を政策税制という。この授業は、いくつかの政策分野を対象として、政策税制について学び、その今日的課題について理解することを目的とする。

受講者は、あらかじめ「租税制度論」において、租税の原則とその原則を実現するための仕組みについて学んでいることを前提とする。その上で、この授業においては、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制が手段として用いられていることを学ぶ。そして租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、「租税制度論」およびこの授業を合わせた最終的な目標となる。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業の進め方は、以下の通りである。

１	イントロダクション
２－３	租税特別措置総論
４	中小企業税制
５	事業承継
６	金融資産収益課税
７	公益法人と税制
８	社会保障制度と税制
９－１１	地方税財政
１２－１３	環境政策と税制
１４－１５	土地税制

<教科書・教材>

別途指示する。税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、中里実ほか編

『租税法概説』（有斐閣）、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

＜成績評価の方法＞

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

＜その他＞

あらかじめ前期に開講される「租税制度論」を受講しておくことを強く勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：グローバル・ガバナンス論（2 単位）
責任教員：未定
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：連続講義

外国人客員教員による英語の集中講義として９月に開講する予定。テーマは、“ Japan in the World ”となるが、担当教員・日程等の詳細については追って掲示するので、受講希望者は注意されたい。

授業科目：経済学理論（４単位）
責任教員：安藤　至大
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：隔週４回

＜目　的＞

この授業では、政策・法律・制度の設計と評価を考える際に必要となるミクロ経済学の基礎を学ぶ。その際には、初学者が誤解することが多い点を丁寧に解説すること、また、できるだけ多くの具体例を取り上げることを通じて、経済学の考え方とその限界についての理解を深めることを目指したい。

授業の前半では、まずミクロ経済学の目的とは「人々が自発的に行う取引を通じて発生する交換の利益をより大きく実現させること」である点を紹介する。そして、この目的を達成するためには、市場メカニズムの活用と政府による規制介入との間の適切な役割分担が必要となることを説明する。

授業の後半では、人や企業により行われる様々な戦略的意思決定を分析する手法であるゲーム理論について学ぶ。それを通じて、制度設計を考える際には、ルールが変更されたら人々の行動も変化してしまうことを読み込んだ上で行う必要があることを解説する。

この授業は、指定した文献に事前に目を通していることを前提として実施する。また受講者の積極的な発言や質問にも期待したい。

＜授業内容・方法＞

授業では、以下の論点を順に扱う。なお受講者の関心事や理解度に応じて、内容を適宜変更する可能性がある。

第　１　回：イントロダクション，経済学の目的と使い方
第　２　回：交換の利益と余剰，経済学の十大原理
第　３　回：完全競争市場とは何か，需要と供給，需要曲線
第　４　回：供給曲線，市場均衡
第　５　回：完全競争市場における価格規制と参入規制
第　６　回：完全競争市場における税金と補助金
第　７　回：消費者余剰と生産者余剰
第　８　回：競争市場の効率性
第　９　回：政府の役割と規制・介入の手法
第１０回：独占と寡占，制約付き最大化問題の解き方
第１１回：弾力性，独占への対策
第１２回：正の外部性と負の外部性
第１３回：コースの定理，外部性への対策

第１４回：公共財の供給
第１５回：情報の非対称性
第１６回：取引費用
第１７回：需要曲線と供給曲線の導出
第１８回：絶対優位と比較優位，貿易の利益
第１９回：ゲーム理論とは，司法取引と囚人のジレンマ，ナッシュ均衡
第２０回：同質財の価格競争，製品差別化のある財の価格競争
第２１回：同質財の数量競争，独占禁止法の役割
第２２回：展開形ゲームと後ろ向き推論法，逐次手番の数量競争
第２３回：繰り返しゲームと交渉力
第２４回：オークション
第２５回：リスク分担と保険，モラルハザード
第２６回：逆淘汰とスクリーニング
第２７回：逆淘汰とシグナリング
第２８回：講義のまとめと復習
第２９回：定期試験
第３０回：定期試験の解説と今後のための文献案内

＜教科書・教材＞

授業は配布資料と教科書・参考書に基づいて行う。

教科書：

・安藤至大（2013）『ミクロ経済学の第一歩』有斐閣
　　授業を担当する教員が執筆した初学者向けの教科書
・グレゴリー･マンキュー(2013)『マンキュー経済学Ⅰ 第３版ミクロ編』東洋経済新報社
　　世界的にベストセラーの標準的な教科書。

参考書：

・伊藤秀史（2012）『ひたすら読むエコノミクス』有斐閣
　　経済学とはどのような学問なのかが具体例を用いて説明されている副読本
・八田達夫（2008）『ミクロ経済学 I』東洋経済新報社
　　ミクロ経済学の政策分析への応用例が充実している教科書
・八田達夫（2009）『ミクロ経済学 II』東洋経済新報社
　　同上
・神戸伸輔（2004）『入門 ゲーム理論と情報の経済学』日本評論社
　　ゲーム理論とその応用についての解説が分かりやすい教科書
・尾山大輔、安田洋祐 (編著) （2013）『改訂版 経済学で出る数学』日本評論社
　　経済学を学ぶ上で必要となる数学を独習する際に有益な教科書

＜成績評価の方法＞

定期試験の結果（８割）と授業への貢献（２割）の総合評価によって決定する。定期試験は、持ち込み不可の筆記試験により行う。なお試験問題は、講義内容の理解度を問う簡単な問題と応用力を問う記述問題により構成され、計算問題は出題しない。

＜その他＞

・経済学の予備知識がない受講生が含まれることを想定した授業内容となる。
・政策や制度、法律を考える際に必要となるミクロ経済学を学ぶことが目的となるため、一般的なミクロ経済学の教科書で扱っているテーマであっても、この講義では扱わない事項があることに留意されたい。

授業科目：財政学（２単位）
責任教員：只友　景士
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：連続講義

＜目　的＞

本講義では、主に三つの目的を設定している。第一の目的は、大学院レベルの「財政学全般の基礎知識」を身につけ、「財政学的な思考」を修得することである。第二の目的は、財政問題や公共政策に関わる問題意識を涵養することである。第三の目的は、財政学的思考を活かし、具体的な財政問題や公共政策の課題を「考える力（分析力・思考力）」を養成することである。

＜授業内容・方法＞

財政学は、国家・地方政府などの公共部門の経済活動である「財政」を対象領域とする学問である。租税を徴収し、様々な公共支出を行っている「財政」活動は、私たちの暮らしや私たちの社会の存立にとってどのような影響を与えているのか、現代経済や民主主義社会においてどのような意味があるのか考えていきたい。

この「財政」であるが、「（財政は、）権力体である公共部門の経済活動である」、「（財政は、）市場システムとは異なった行動原理で動いている」、「民主主義国家の財政は、国民によってコントロールされている」といった特徴を持っている。そのため財政学は、経済学の知識や政治学に関わる知識なども必要とする学際的な学問分野である。

本講義では、この多様且つ独特の側面を持った財政を分析するために財政学に関する大学院レベルの基礎知識と財政学的な思考方法の習得をめざし、神野直彦著『改訂版　財政学』（有斐閣）を基本テキストに講義を行う。公務員採用試験などで問われる財政学の基礎知識の習得もすすめるが、試験対策的な講義ではなく、公共政策を考える知的な基礎体力の養成に力点を置く。そのために、財政問題に関わるケース・スタディや重要文献の購読を取り入れ、講義を単なる知識・理論の詰め込みに終わらせず、受講者のこれまで持っていた知識の統合化、いわば知の再編成を図りたい。そうした一連の講義から、少し欲張りかもしれないが、①公共政策に関する問題意識を涵養し、理論的・論理的思考能力を養成すること、②発展的な知識の習得を通じ、社会問題を俯瞰する視野の獲得、③そのような学習を行う「心の習慣」を実装した学習能力を養成することをめざす。

テキストに沿った講義を進めながらも、現代国家の財政現象を「租税国家」「公共財の理論」「人権保障」「財政民主主義」「平等な扱い」「公共性」「公平性」「効率性」「ジェンダー予算」といった視点から眺め直してみたい。我が国の現実の財政問題として、「震災復興財政」、「税と社会保障の一体改革」「財政危機」などホットな話題が進行している。こうした現実（現実の現代国家の編成原理）と理論（テキストブックに展開されている財政理論の背景にある国家像・市民社会像）との比較検討を加えたり、「通俗的な財政問題への理解」と「近代民主主義国家の編成原理の一つとしての財政思想」を比較検討したりと言ったこ

とを行う。そうした思考の往復の中から現代財政学の発展的な理解を進めてゆきたい。そして、受講生諸君が現代の民主主義社会における経済・社会の諸問題に挑む財政学に関心を持つことが出来たならば、この講義は成功である。

なお、例年、本講義に対して公務員試験対策としての期待がなされている現状を考慮して、講義の中でも公務員試験問題も素材として取り扱う。しかし、公務員試験対策としての有効性よりも、「公務員試験で問われる知識や思考法」と「財政問題を考えるために必要となる知識や思考力」の質的な違いなどを楽しんでもらえると幸いである。

＜教科＞

教科書：神野直彦『財政学（改訂版）』有斐閣（2007 年）

事前学習の入門的参考書：神野直彦『財政のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書

『財政学（改訂版）』は、講義中に使用します。いきなり『財政学（改訂版）』を読むと難しいので、受講生の事前学習として、財政学への基礎知識を身につけ、講義や教科書の理解を深めるために、『財政のしくみがわかる本』を入門的参考書として指定します。

＜参考書＞

■財政学・公共経済学に関わる参考書

スティグリッツ著『スティグリッツ　公共経済学』東洋経済新報社（2003 年）

畑農鋭矢・林正義・吉田浩著『財政学をつかむ』有斐閣（2008 年）

金澤史男編『財政学』有斐閣（2005 年）

アリエ・L・ヒルマン著『入門財政・公共政策』勁草書房（2006 年）

池上惇『財政学』岩波書店（1990 年）

島恭彦『財政学概論』岩波書店 1963 年

■経済学の古典

シュムペーター『租税国家の危機』岩波書店

アダム・スミス『国富論（全４巻）』岩波文庫（2001 年）

■租税論・財政学を考えるための政治哲学等に関わる参考文献

川本隆史編集『岩波応用倫理学講義　４経済』岩波書店

Ｌ・マーフィ／T・ネーゲル著　伊藤恭彦訳『税と正義』名古屋大学出版会

トマス・ネーゲル『コウモリであるとはどういうことか』勁草書房（1989 年）

ロナルド・ドゥウォーキン『平等と何か』木鐸社

ジョン・ロールズ著『改訂版　正義論』紀伊國屋書店（2010 年）

ジョン・ロールズ著『公正としての正義』木鐸社（1979 年）

その他に講義に必要な参考文献は講義中に適宜配布します。

＜成績評価の方法＞

課題レポート（70 点）、平常点（30 点）の配点で、総合的に評価を行う。課題レポートは、大学院レベルの財政学に関する基礎知識の習熟度を測るとともに、財政学的思考力を発展的に運用する力を養成するために書いてもらうものである。平常点は、単なる出席点ではなく、ケース・スタディの議論等への貢献度も重視する。

授業科目：地方自治法（２単位）
責任教員：飯島　淳子
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：２回（隔週）

＜目　的＞

地方自治行政の実務に必要であると考えられる、地方自治法の制度と運用のありようを理解する。法制度およびこれを体系化し方向づける法理論を検討したうえで、近時その必要性を強く認識されるようになった政策法務に関して、理論化の可能性をも含め、そのあり方を考えるとともに、個別事例を素材にして、総合的な視野からの思考実験を行う。

＜授業内容・方法＞

Ⅰ　地方自治の法制度・法理論
　1　地方自治の基礎理論
　2　団体自治論
　3　住民自治論
Ⅱ　自治体政策法務
　1　立法法務
　2　執行法務
　3　評価・争訟法務
質疑応答および討論を交えつつ、担当教員が講義を行うという形式をとる。
履修学生の人数・関心等に応じて、授業内容・方法は変更される可能性がある。

＜教科書・教材＞

宇賀克也『地方自治法概説［第四版］』（有斐閣、2011 年）
塩野宏　『行政法Ⅲ［第四版］』（有斐閣、2012 年）
北村喜宣・山口道昭・出石稔・礒崎初仁編『自治体政策法務』（有斐閣、2011 年）

＜成績評価の方法＞

平常点およびレポートによる。

＜その他＞

授業科目：社会福祉法（２単位）
責任教員：志田　民吉
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞
社会福祉法の理解と行方を考える。

＜授業内容＞
わが国の社会福祉法が規定する社会福祉の実施の方法、体制、サービスの内容を概説しながら、わが国の社会福祉法のあり方を考えてみます。授業は、主に配付プリント（法律の概要、必要な範囲で各種審議会答申、判例、各種記事など）で進める予定ですが、「わが国における広範な社会福祉および介護の現状と動向について、精度の高い最新の統計データと多様な関係資料に基づく編集と内容を収録する『国民の福祉と介護の動向』」（同書のはしがき）を随時、参考にしますので準備してください。
社会福祉は、国民の日々の生活（環境）に係わる領域なので、国民にわかりやすく、日本社会にとって合理的であることも重要です。わが国の法のおおかたが欧米社会に由来することを再確認しながら、大袈裟にならない範囲で、われわれ日本人のための社会福祉法の課題についても考えてみたいと思います。また社会福祉のニーズは生活環境の変化に敏感ですから、新聞報道（主として日経、朝日、読売、福祉の各紙で扱う記事）も随時参考にします。

＜教科書＞
準教科書扱いの意味合いで、ここに掲げておきます。
河野他編『社会福祉法入門（３版）』（有斐閣）（注：４月～５月の刊行予定）

＜参考文献・教材＞
『国民の福祉と介護の動向（2013/2014 版）』（財・厚生統計協会、全 320 頁）
『月刊福祉別冊・社会福祉施策関係資料集１～ 32 巻』（全国社会福祉協議会）
（現行憲法下の社会福祉法に係わるおおかたの資料を収録しています）

＜成績評価の方法＞
レポート（３～５回程度を予定、字数は１回 1,000 字程度）

＜その他＞
法律科目履修歴のあるなしに係わらず、受講できる授業を心掛けます。

授業科目：防災法（2 単位）
責任教員：島田　明夫・丸谷　浩明
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：週１回

＜目　的＞

我が国の災害法制は、大規模災害が発生するたびに後追い的に制定や改正が行われてきたため、パッチワーク的な法体系になっており、今までに経験したことがない東日本大震災のような広域・大規模災害には十分に対応できなかった。また、第一義的な防災責任が被災市町村になっており、今般のように市町村自体が被災して首長・職員が亡くなったり庁舎等が失われる事態が想定された法制度とはなっていなかった。

このような限界に対処し、今後の発生確率が高いといわれている首都直下の地震や東海・東南海・南海地震が連動してマグニチュード九クラスの地震と大津波が発生した場合などに備えるためには、広域・大規模災害にも対応できる法体系に見直す必要に迫られていた。

このため、東日本大震災を契機として、「災害対策基本法」が平成 24 年、25 年と 2 年にわたって、改正が加えられたとともに、平成 25 年には、「災害救助法」が厚生労働省から内閣府に移管され、さらに「大規模災害からの復興に関する法律」が制定されるなど、災害法制は大きく改善された。

しかしながら、これらの改正によってもなお改善されていない積み残しの問題点は種々残されている。

今年度の講義においては、このような状況を踏まえつつ、現行防災法の直面している問題のどこが改善されて、今後どこを修正する必要があるかを含めて講義を行う。

＜授業内容・方法＞

制度全般にわたる法体系を概観するとともに、現実に問題となっている点を取りあげて、主として法的視点から、

ｉ　どのような考えに立って現行制度が構成されているか
ⅱ　法制度として対応できないために生じている問題点
ⅲ　あるべき法制度の姿

等を見ていくこととする。

法体系については、

①　災害対策基本法と平成 24 年、25 年改正
②　災害救助法とその問題点
③　災害復旧に関する法制度とその問題点
④　災害復興に関する法制度とその問題点
⑤　災害予防に関する法制度とその問題点

について、東日本大震災の実態等に照らして概観する。
　授業中に、重要論点に関しては、双方向の意見のやり取りを行うことを予定している。

＜教科書・教材＞

教材は、毎回配布する。

＜参考書＞

　生田長人編著「防災の法と仕組み」東信堂
　生田長人著「防災法」信山社
　阿部泰隆著「大震災の法と政策」日本評論社
　平川新・今村文彦・東北大学災害科学国際研究所編著「東日本大震災を分析する１巻・２巻」明石書店
　「今を生きる―東日本大震災から明日へ！復興と再生への提言　全５巻」東北大学出版会
　中央防災会議防災対策推進検討会議の中間報告、最終報告

＜成績評価の方法＞

授業での討論への参加及び期末のレポートによる。

＜その他＞

授業科目：政策体系論　政策実務Ａ　都市法政策Ⅰ（２単位）
責任教員：島田　明夫
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

<目　的>

現在、我が国の都市は、少子高齢化、人口減少社会への移行、グローバリゼーションへの対応など、多くの社会経済状況の変化に対応して、新たなまちづくりへの取り組みが求められている。

本講義は、都市法の全体像を概観するとともに、都市計画法における土地利用規制及び開発規制、建築基準法における単体規定及び集団規定並びに地域振興法をはじめとする国土形成及びまちづくりに関連する個別法制度の概要を学ぶことによって、現在における都市の課題とそれに対する主要な都市法体系について理解するとともに、東日本大震災からの復興における都市法政策に係る問題点や今後の政策展開を考察できる能力を養成することを目的とする。

<授業内容・方法>

都市の歴史を概観することを通じて現在における都市の課題を全体として理解したうえで、それに対する主要な都市法体系の全体像を把握する。そのうえで、我が国の都市法体系の基本をなす都市計画法及び建築基準法を中心として都市のマネジメントの法体系を詳細に学ぶ。

各回の内容は以下の予定である。（ただし、授業の進捗状況等に応じて変更することがありうる。）

１．ガイダンス（講義の流れ）と都市の歴史
２．都市法の全体概要
３．都市計画法（概要・目的・意義・都市計画区域）
４．都市計画法（マスタープラン・区域区分・地域地区・都市施設）
５．都市計画法（市街地開発事業・土地利用制限・地区計画）
６．都市計画法（開発許可・都市計画決定手続き・提案制度）
７．建築基準法の全体概要
８．建築基準法（接道・形態用途制限）
９．建築基準法（優良プロジェクト特例制度・きめ細かい建築規制）
10．都市再開発法
11．土地区画整理法
12．国土総合開発計画
13．地域振興法

14. まちづくり三法
15. 欧州の都市計画制度

＜教科書・教材＞

＜教科書＞　生田長人『都市法入門講座』（信山社）
＜参考書＞　三村浩史　「地域共生の都市計画」学芸出版社
石井一郎他編著「地域・都市計画」鹿島出版会
加藤晃他編著「新都市計画概論改訂２版」共立出版株式会社
建築基準法令研究会『新訂　わかりやすい建築基準法』（大成出版）

＜成績評価の方法＞

授業での討論への参加及び期末のレポートによる。

＜その他＞

授業科目：政策体系論　政策実務Ａ　都市法政策Ⅱ（２単位）
責任教員：島田　明夫
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞

現在、我が国の都市は、少子高齢化、人口減少社会への移行、グローバリゼーションへの対応など、多くの社会経済状況の変化に対応して、新たなまちづくりへの取り組みが求められている。

本講義は、都市法の全体像を概観するとともに、都市計画法における土地利用規制及び開発規制、建築基準法における単体規定及び集団規定並びに地域振興法をはじめとする国土形成及びまちづくりに関連する個別法制度の概要を学ぶことによって、現在における都市の課題とそれに対する主要な都市法体系について理解するとともに、東日本大震災からの復興における都市法政策に係る問題点や今後の政策展開を考察できる能力を養成することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

いわゆるバブル経済の崩壊以降の我が国においては、長期的なデフレ経済が続くとともに、少子高齢化の流れの中で、大都市圏への人口集中が進む一方で地方都市が衰退に向かい、従来の成長制御型の都市計画から、厳しい財政状況の下での効率性を重視した都市政策への制度設計と制度運用が求められてきている。

このような観点から、現在の都市が直面する課題への対応を図るためには、今後どのような都市法政策が求められるのかを法と経済学の手法などを活用して考察する。

各回の内容は以下の予定である。（ただし、授業の進捗状況等に応じて変更することがありうる。）

１．ガイダンス（講義の流れ）と我が国社会情勢の変化の過程
２．都市法政策Ⅰの概要
３．都市における市場と公共財
４．都市における外部経済性と情報の非対称
５．都市における公平性と公正性
６．都市の形成と外部性
７．都市の規模と外部性
８．土地住宅市場
９．まちづくりの法と経済学
10．都市景観の法と経済学
11．都市の緑の法と経済学

12. 都市の廃棄物の法と経済学
13. 都市の防災の法と経済学
14. 震災復興における都市法政策のあり方
15. 今後の都市法政策のあり方

＜教科書・教材＞

＜教科書＞生田長人『都市法入門講座』（信山社）
＜参考書＞三村浩史　「地域共生の都市計画」学芸出版社
石井一郎他編著「地域・都市計画」鹿島出版会
加藤晃他編著「新都市計画概論改訂２版」共立出版株式会社
建築基準法令研究会「新訂　わかりやすい建築基準法」大成出版
中川雅之著「公共経済学と都市政策」日本評論社

＜成績評価の方法＞

授業での討論への参加及び期末のレポートによる。

＜その他＞

授業科目：地方自治政策体系論（２単位）
責任教員：宍戸　邦久
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞
　我が国が、これまで、中央集権システムのもと、成長と拡大を基調とする政策により福祉国家の実現へと邁進していた時代から、少子高齢化の進展とともに成熟社会へと転換する中で、地方自治の分野ではどのような政策が展開されているのかを理解する。
　特に、地方分権改革、市町村合併、税財源移譲、震災復興など、最近の制度改正や主要な課題を採り上げ、地方自治をめぐる主な論点を理解する。
　このことにより、今後のあるべき地方自治の姿を考える上で必要となる基礎知識の習得と思考力の養成を目的とする。

＜授業内容・方法＞
　以下のように予定しているが、内容や順序は変更する場合がある。また、講義を中心に行うが、適宜、授業中に学生に質問を行ったり、意見を求めたりする予定である。
　また、ゲストスピーカーによる授業も予定している。
　1　はじめに
　2　地方分権改革
　3　地方自治の現場から―仙台市の事例―
　4　市町村合併
　5　地方自治の現場から―宮城県の事例―
　6　地方税財政①―地方財政計画―
　7　地方税財政②―地方交付税―
　8　地方税財政③―地方債―
　9　地方税財源④―地方税・地方財政をめぐる動き―
　10　地方税財源⑤―東日本大震災からの復旧・復興―
　11　地方公務員制度
　12　道州制
　13　地方議会のあり方
　14　国土計画の変遷

＜教科書・教材＞
　授業の進捗度合に応じて、講義資料（レジュメ、参考資料）を配付する。
　参考図書は、以下に掲げるもののほか、適宜授業で紹介する。
　・礒崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック地方自治 [改訂版]』北樹出版、2011 年

・西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007 年
・小西砂千夫『基本から学ぶ地方財政』学陽書房、2009 年

<成績評価の方法>

期末筆記試験によって評価を行うが、授業への参加状況（出席や授業中における発言、質問）を考慮する。

<その他>

担当教員は総務省出身の実務家教員であり、総務省や地方公務員への就職希望者には、必要に応じて助言などを行うので、相談されたい

授業科目：外交体系論（２単位）
担当教員：柳　淳
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
授業回数：週２コマ×全７回　（月４・５，隔週）

<目　的>

グローバル化と相互依存が深化し、国内政策と対外政策の境界が消滅した今日、学生は、将来どんな職業分野に進んでも国際社会との関係に晒される。その際に必要な外交感覚を磨くことを目的とする。

その一環として、将来さまざまな職業分野で応用可能な、国際社会における作法と思考、日本語と英語で国際情勢をフォローする習慣も養う。

ＷＳ１を行う上で必要な情報収集と分析、政策立案についても学ぶので、Ｍ１学生は必修と考えて全員履修すること。

<授業内容>

双方向、対話形式、議論を中心とする。

初回に全体構成を示す。①外交の目的、②座標軸（歴史と地政学）、③、インテリジェンス、④政策立案と意志決定、⑤交渉の順で進める。

平行して、時々の具体的な国際問題、外交問題を素材に議論する。

各自が簡単なレポートを作成し、最終講義で、ＷＳ１中間報告会の予行も兼ねて全員がプレゼンを行う。

<教科書・教材>

柳淳『外交入門－国際社会の作法と思考』（時事通信社、３月下旬刊行予定）

<成績評価の方法>

・毎回出席して、思考を重ね、対話と議論に建設的に参加しているか。
・最終講義におけるレポート内容とプレゼン

<その他>

２５年度に本科目を受講できなかったＭ２学生の履修も歓迎する。

教員は、一昨年８月末まで外務省西欧課長で、本年度の前期までの予定で出向中。それ以前は、海外では英国 (Oxford 大)、ナイジェリア、豪、露、加に勤務。国際関係や国家公務員の仕事に関心がある学生の相談に応じる。

授業科目：公共哲学（２単位）
責任教員：犬塚　元
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：隔週２回

＜目　的＞

「公共哲学」は、他の公共政策大学院の多くで開講されている授業科目であるが（東京大学では「政治思想と公共政策」、京都大学では「現代規範理論」という名称で開講されている）、東北大学公共政策大学院では本年度が初めての開講となる。「公共哲学」は、残念ながら、誤解されることの多い授業科目である。それは、公共政策のポリシー・メーカーに対して、政策立案にあたっての心構えや道徳を説く授業科目ではないし、担当教員が自分の考える公共政策の理想について、受講者に対して教えを説くものでもない。「公共哲学」は、公共政策や公共的活動について原理的・根源的に学問的検討をおこなう学問である。そのことを通じてこの学問がめざす目的は、公共政策についてのわれわれの認識や理解、そして公共政策にかかわるわれわれの判断力を、よりよきものにすることである。

現代の公共政策の策定・執行において、一方では、高度の専門知・実務知が必要となっていることは間違いないが、他方で、公共政策や公共性についての原理的・根源的な再検討作業が同時に必要となっていることも事実である。たとえば、震災後の一連の政策過程においては――自主的避難者に対するケアや原発事故に対する対応などにおいて――「どこまでを公共政策の対象範囲とするか」ということ自体が問われているが、これは、「公共」とはそもそもなにか、という原理的・根源的な検討なしには解答が難しい問いである。

＜授業内容・方法＞

この授業科目は、講義形式と演習形式の両方を取り入れて、教員によるレクチャーと問題提起ののちに、受講者によるディスカッションという形式を採用する予定である。受講者には、最低限、毎回の授業に積極的にコミットしてディスカッションに加わることが求められる点に留意されたい（言うまでもないが、これは、公共政策を策定するアクターにも、公共政策を吟味するアクターにも、いずれにも求められる能力である）。

この科目では、公共政策に関わる知識を機械的に羅列する方式を採らない。ここでは、初学者にも留意して、具体的な問題――本年度はとくに震災後の公共哲学的課題――と関連づけながら、公共政策や公共的活動について受講者の知識と思索を深めるようなレクチャーを行う予定である。

１）イントロダクション
２）「公共」（公共性、公共的）とはなにか
　　キーワード：公開性・アカウンタビリティ、レジティマシー、公共的でない活動、公共・国家・社会・市場、市民社会論、自己責任、新自由主義、なにが公共の利益・公

共性か、だれがどのように公共の利益・公共性を測定するか

3）公共政策をどのように決めるか

キーワード：集合的意思決定の方法、政策ネットワーク、政策過程、専門知（科学）と民意、テクノクラートとデモクラシー、デモクラシーのさまざまな制度化

4）公共政策はどの範囲までなにをすることができるか

キーワード：公共政策の対象範囲、自由主義、被災者への公的支援の根拠と対象、自主避難者・震災被害、福祉国家、「運の平等」、危険社会

5）公共政策は「財の再配分」に尽きるのか

キーワード：利益政治、NIMBY問題、資源主義と福利主義、再配分と承認、アイデンティティ・ポリティクス

6）公共政策の単位

キーワード：ネイション・ステイト（国民国家）、デモクラシーとナショナリズム、国民化と総動員体制、グローバル化

7）まとめ

＜教科書・教材＞

教科書は使用しない。参考文献について別途指示する。

これまでに政治学を未習の場合（ないしは知識に自信のない場合）には、川出・谷口編『政治学』（東京大学出版会、2012）を一読しておくことを強く推奨する。また、公共哲学や政治理論をめぐる一般的な教科書としては、川崎・杉田編『現代政治理論（新版）』（有斐閣アルマ、2012）を推奨する。

＜成績評価の方法＞

平常点（各回の貢献度）70点、レポート30点（期末の小リサーチペーパー）を予定。

＜その他＞

今年度の本科目の授業内容は、2013年度の授業科目「公共政策基礎理論」のごく一部と重複するが、「公共政策基礎理論」の履修は本科目の履修を制限するものでもなければ、前提条件でもない。受講前、ないしは受講中の質問は　　　にて受け付ける。

授業科目：租税法原論（２単位）
責任教員：澁谷　雅弘
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞
授業題目：日本の税制に関する議論
授業の目的と概要：この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。
　授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。
学習の到達目標：
１．日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
２．租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
３．税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

＜授業内容・方法＞
　主に最近の租税法論文等を用いて、日本の税制に関する各論点について報告担当者を決め議論をする。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

＜教科書・教材＞
　教材は別途指示する。
　参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

＜成績評価の方法＞
　成績評価方法：レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

授業科目：都市環境政策論演習（４単位）
責任教員：島田　明夫
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：通年
週授業回数：１回

<目　的>

少子高齢化の進展、人口減社会への突入など多くの社会変革の中で我が国の都市は多くの問題に直面しているが、なかでも成長型の都市構造から成熟型の都市構造への転換が求められている。

21 世紀は「環境の世紀」であるといわれており、地球環境問題の出現を重要な契機として環境問題への関心が飛躍的に高まり、それに伴って環境政策への期待が大きくなってきている。また、東日本大震災による福島原発事故を契機として、特に放射性物質に対するリスクが強く認識されるに至っている。

本演習では、都市環境政策に対するニーズの高度化に対応して、学際的な研究分野である「法と経済学」の方法論を使って、都市環境政策の経済分析などを試みる。

本演習においては、講義形式も交えながら、都市法、環境法を中心として、経済学、社会学、都市工学等様々な分野の知見を活用して、都市環境の整備に関する理論と実践を学ぶことで現在の都市が直面している課題とその解決策を考える。

<授業内容・方法>

都市環境政策について、多角的で学際的な分析手法を体系的・実践的に習得し、政策の優劣を判断して政策の必要性や根拠を説明するノウハウや予防法を含めた実践的な法技術等を身につけることを目標として演習を行う。

初回はガイダンスを行い、取り上げるテーマや演習の詳細について説明するので、参加希望者は必ず出席すること。

その後は、授業形式と演習形式を併用してすすめる。演習形式においては、参加者がレジュメ又はパワーポイントを基に報告を行い、その報告を基に参加者全員で質疑・討論を行う。

前期では、主として以下の事項を取り上げる。

Ⅰ　都市環境政策の推移
Ⅱ　都市環境政策の基本理念と原則
Ⅲ　環境法の概要
Ⅳ　都市法の概要
Ⅴ　都市環境に係る経済学の基本
Ⅵ　都市環境に係る法と経済学の基本

後期では、主として以下の事項を取り上げる。

Ⅶ　都市環境政策の評価基準

Ⅷ　都市環境分析の枠組み
Ⅸ　都市環境の費用便益分析
Ⅹ　都市環境政策の手法の比較検討
Ⅺ　都市環境政策手法の選択とポリシーミックス
Ⅻ　地球環境問題への対応

＜教科書・教材＞

教科書は特に用いない。必要に応じて資料を配布する。
参考書は適宜紹介する。

＜成績評価の方法＞

通常時における質疑・討論等演習への積極性を最重視する。その他、報告や発言の内容、出席状況等を総合的に評価する。

＜その他＞

片平キャンパスにおいて、研究大学院との合同で行う。
参加者は、10 名程度を予定している。

授業科目：法と経済学（２単位）
責任教員：森田　果
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか（しないのか）について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

＜授業内容・方法＞

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。適宜質問を投げかけることで、経済学的な考え方のセンスが養われるように努める。

各回の内容は、以下の予定である（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

第 1 回：法と経済学入門
第 2 回：刑法の経済分析 1
第 3 回：刑法の経済分析 2
第 4 回：不法行為の経済分析 1
第 5 回：不法行為の経済分析 2
第 6 回：所有権法の経済分析 1
第 7 回：所有権法の経済分析 2
第 8 回：契約法の経済分析 1
第 9 回：契約法の経済分析 2
第 10 回：家族法の経済分析
第 11 回：会社法の経済分析 1
第 12 回：会社法の経済分析 2
第 13 回：会社法の経済分析 3
第 14 回：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）
第 15 回：take home exam

＜教科書・教材＞

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）
三輪＝柳川＝神田『会社法の経済学』（1998、東大出版会）
田中亘（編）『数字で分かる会社法』（2013、有斐閣）
レビット＝ダブナー『ヤバい経済学』（増補改訂版、2007、東洋経済新報社）
伊藤秀史『ひたすら読むエコノミクス』（2012、有斐閣）
その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

＜成績評価の方法＞

期末試験（take home exam・80 %）、及び、授業への貢献度（20 %）による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。なお、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の１つとなる。

＜その他＞

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

授業科目：環境法Ⅱ（２単位）
責任教員：大塚　直
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：連続講義

＜目　的＞

　これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

　環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

　講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第３版）（有斐閣、2010）を通読の上、参加すること。

第 1 回　環境法の理念・原則（１）
第 2 回　環境法の理念・原則（２）
第 3 回　環境政策の手法
第 4 回　環境訴訟全般
第 5 回　民事訴訟と行政訴訟（１）
第 6 回　民事訴訟と行政訴訟（２）
第 7 回　民事訴訟と行政訴訟（３）
第 8 回　民事賠償訴訟（１）―過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
第 9 回　民事賠償訴訟（２）―因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
第 10 回　民事差止訴訟（１）
第 11 回　民事差止訴訟（２）
第 12 回　民事差止訴訟（３）、リスク訴訟
第 13 回　土壌汚染訴訟、廃棄物訴訟（１）
第 14 回　廃棄物訴訟（２）
第 15 回　廃棄物訴訟（３）その他

＜教科書・教材＞

【教科書】
大塚直・環境法 Basic（有斐閣、2013）
環境法判例百選
環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

（以下、参考文献、参考書）

大塚直・環境法（第 3 版）（有斐閣、2010）

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室 283 号以下（2004 年 4 月号～）

大塚直＝北村喜宣編・環境法ケースブック（第 2 版）（有斐閣、2009）

北村喜宣・環境法 (第 2 版)（弘文堂、2012）

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社、2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社、2002）

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（第 3 版）（日本経済新聞社、2007）など

＜成績評価の方法＞

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %）。

＜その他＞

授業科目：実務労働法Ⅰ（２単位）
責任教員：桑村　裕美子
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：隔週２回

＜目　的＞

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

＜授業内容・方法＞

各回の授業内容は、以下を予定している。集中講義なので、開講前に詳細な進行予定を示すこととする。

・労働法総論
　１　イントロダクション、労働法上の「労働者」／２　労働法上の「使用者」／
　３　労働法規・労働契約／４　就業規則（１）／５　就業規則（２）／６　労働協約
・雇用関係法
　７　労働者の人権－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
　８　雇用差別－労基法３条・４条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
　９　労働関係の成立－募集、採用、内定、試用など
　10　賃金／11　労働時間／12　休暇・休業／13　安全衛生・労働災害
　14　人事－昇進・昇格、降格、配転、出向、転籍、休職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞①）の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

＜教科書・教材＞

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第３版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第４版〕』（有斐閣、2012年）を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012年）、④水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第２版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑤水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくとよい。

＜成績評価の方法＞

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。

＜その他＞

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。

授業科目：実務労働法Ⅱ（２単位）
責任教員：桑村　裕美子
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞

雇用関係法（後半部分)、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

＜授業内容・方法＞

各回の授業内容は、次の通りである。

・雇用関係法

1　イントロダクション、企業秩序・懲戒（1）／2　企業秩序・懲戒（2）／
3　労働関係の終了１一解雇／4　労働関係の終了２一辞職、合意解約、定年、雇止めなど

・労使関係法

5　労働組合と団体交渉／6　団体行動／7　不当労働行為／8　労働紛争の処理

・労働法の新領域

9　合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
10　知的財産と労働関係一企業秘密、競業避止など
11　労働市場と法規制一人材ビジネス業の規制、雇用政策など

・総合的考察

12　労働条件の変更／13　企業組織再編と労働関係／14　使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞①）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

＜教科書・教材＞

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』(有斐閣、2011)、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』(有斐閣、2012年）を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』(弘文堂、2012年）④水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』(有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を

学ぶ場合は、⑤水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくとよい。

＜成績評価の方法＞

期末試験（論述式）9 割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1 割で評価する。

＜その他＞

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：社会保障法（２単位）
責任教員：嵩　さやか
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

<目　的>

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの法領域と社会保障法との関連についても習得する。

<授業内容・方法>

１．授業内容：本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

２．教育方法：制度の概要については講義でも解説するが、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討については、資料事前配布するレジュメ及びそこで指定された資料（主に、『社会保障判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣、2008 年）に掲載されている裁判例）を予習してきたことを前提に授業を進める。

制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

３．予定

第 1 回	ガイダンス・社会保障法の概観
第 2 ～ 4 回	生活保護－生活保護制度の概要と法的問題
第 5 ～ 7 回	年金－公的年金制度の概要と法的問題、企業年金制度の概要
第 8 ～ 10	医療－公的医療制度の概要と法的問題
第 11 回	労働保険－労災保険・雇用保険の概要
第 12 ～ 14 回	社会福祉－社会福祉の概要（介護保険、障害者福祉、児童福祉など）と法的問題
第 15 回	試験

なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

＜教科書・教材＞

１．教科書等

・『社会保障判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣、2008 年）

・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』（労働調査会出版局）

２．参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第 5 版〕』（有斐閣、2013 年）

西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』（有斐閣、2010 年）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）

岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001 年）

＜成績評価の方法＞

期末試験（90 %）及び平常点（10 %）により評価する。平常点の評価のため、授業の途中に課題を課す予定である。

＜その他＞

授業科目：経済法Ⅰ（２単位）
責任教員：滝澤　紗矢子
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞
日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語を駆使した討論能力を養成することも目指す。

＜授業内容・方法＞
１　内容
独占禁止法の違反要件の基礎的部分を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。
２　方法
前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。
３　予定
概ね、以下の予定に従って進める。
（最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。）

（１）弊害要件総論
　①　市場
　②　反競争性
　③　正当化理由
（２）各違反類型
　①　不当な取引制限
　②　不公正な取引方法
　③　私的独占

＜教科書＞
白石忠志『独禁法講義（第６版）』（有斐閣）

＜教　材＞
配布資料

＜参考書＞

授業中に指示する。

＜成績評価の方法＞

期末に行う筆記試験による。

＜その他＞

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法Ⅱ（２単位）
責任教員：滝澤　紗矢子
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

＜授業内容・方法＞

１　内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、応用的事例研究を行う。問題となる具体の実務的論点について、現実にどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。これによって、独禁法全体の基本構造を習得し、かつ応用問題にも対応する力を習得することを目的とする。

２　方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

３　予定

（最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。）

（１）独禁法違反要件の応用

①　事業者団体規制
②　企業結合規制
③　例外的な違反類型
④　適用除外
⑤　応用的諸問題

（２）独禁法のエンフォースメント

①　公取委による事件処理
②　刑罰
③　民事訴訟

＜教科書＞

白石忠志『独禁法講義（第６版）』

＜教　材＞

配布資料

＜参考書＞

白石忠志『独占禁止法（第２版）』（有斐閣）
金井・川濱・泉水編『独占禁止法（第４版）』（弘文堂）
根岸編『注釈独占禁止法』（有斐閣）
白石忠志『独禁法事例の勘所（第２版）』（有斐閣）

＜成績評価の方法＞

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の９０％とし、出席点・授業に対する貢献度等を±１０％の範囲で参酌する。

＜その他＞

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ｉ」を必ず受講しておくこと。

授業科目：トランスナショナル情報法（２単位）
責任教員：金谷　吉成、芹澤　英明、早川　眞一郎
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

<目　的>

この授業は、インターネットをはじめとする情報通信技術の進展により新たに生じてきた法的諸問題について基礎的な素養を習得することに加えて、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材として、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的とする。国際条約やアメリカ法、EU 法の動向及び、我が国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組み、さらにはサイバー空間におけるプライバシー、個人情報、青少年保護の現状と新たな課題について考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することを目指す。

<授業内容・方法>

授業の第 1 部では、情報法の基本問題について、憲法、民法、刑法などの法領域を横断的に捉えて概説的に検討する。第 2 部では、アメリカ法を中心に、情報法の最先端の理論を解説する。第 3 部では、国際的な情報法政策問題について考察を深める。学生は、あらかじめ指定された教材と基本判例（日本、アメリカ、EU 諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。

第 1 部　情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 表現の自由とプライバシー、個人情報の保護
4. 名誉毀損、プロバイダの責任
5. 電子署名・認証制度と電子公証制度
6. 電子商取引（ネットワーク上の契約問題、電子決済、電子マネー、電子記録債権）
7. 情報ライセンス法（知的財産、ライセンス契約）
8. サイバー犯罪（わいせつ、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス規制、迷惑メール規制）

第 2 部　情報法の理論

9. アメリカ法におけるサイバースペース上の情報法規制
10. アメリカ法における表現の自由と青少年の保護
11. 名誉毀損・プロバイダ責任の考え方（アメリカ法）

12．　プライバシー・個人情報の保護の比較法
13．　アメリカ情報ライセンス法・情報法理論

第 3 部　トランスナショナル情報法の課題
14．　国際的な民事事件の解決枠組
国際的知的財産権紛争（裁判管轄及び準拠法選択）

<教科書・教材>

高橋和之，松井茂記，鈴木秀美編『インターネットと法』（有斐閣，第 4 版，2010 年）
堀部政男, 長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣, 別冊ジュリスト 179 号, 2005 年）
その他、必要な文献・資料・ウェブサイト等については、講義の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験、90％）および講義への出席状況、講義における発言・態度、自由提出レポートの内容等（平常点、10％）を考慮して、総合的に評価する。

<その他>

授業科目：ジェンダーと法演習（２単位）
責任教員：小島　妙子、糠塚　康江
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞

現代社会は男女平等な権利を保障する制度を達成したが、他方では、歴史的・社会的に形成された「ジェンダー」により、女性は身体・社会関係・政治参加等で，差別／排除の対象となってきた。人間－男性を社会的標準とし，女性を「男－人間」の下位、もしくは例外カテゴリーとして位置づける見方は、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説、法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する。

本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティヴな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

本演習では、前半（糠塚担当）でジェンダーの理論的問題に関するトピックの検討を行い、後半（小島担当）で家族・身体・労働領域における下記の判例を素材に判例研究を行う。受講者の中から担当者を決め報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行う方法により、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにしていく。最終回は外部講師による講演からジェンダー法学の可能性を展望する。

1　序論：フェミニズム・ジェンダーと法――逸失利益の男女格差を手がかりに
2　女性の権利の歴史――女権宣言から女性差別撤廃条約へ
3　日本の男女平等政策と日本の現況
4　普遍主義 vs．差異主義――法の想定する人間像
5　憲法における平等原則と男女平等
6　公私二元論と私的自治の中の男女平等
7　間接差別の禁止とポジティブ・アクション
8　生殖補助医療をめぐる諸問題
9　セクシュアルハラスメント－福岡セクハラ事件（福岡地裁平成４年４月１６日判決）
10　ストーカー－桶川女子大生刺殺事件（東京高裁平成１７年１月２６日判決）
11　遺族補償年金の男女差（大阪地裁平成２５年１１月２５日判決）
12　ＤＶと尊属殺違憲判決（最高裁昭和４８年４月４日大法廷判決）
13　国籍法違憲判決（最高裁平成２０年６月４日大法廷判決）
14　婚外子法定相続分違憲決定（最高裁平成２５年９月４日大法廷決定）
15　まとめ：ジェンダー法学の可能性（外部講師）

＜教科書・教材＞

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜配付する。

＜参考書等＞

小島妙子『ＤＶ・ストーカー対策の法と実務』民事法研究会（2014年)、同『離婚実務と家事事件手続法』民事法研究会（2013年)、辻村みよ子『〔概説〕ジェンダーと法』信山社（2013年)、ジェンダー法学会編『講座　ジェンダーと法　Ⅰ～Ⅳ』日本加除出版（2012年)、辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性　第１巻　かけがえのない個から』岩波書店（2011年)、同著『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年)、小島妙子・水谷英夫『ジェンダーと法Ⅰ』信山社（2004年）

＜成績評価の方法＞

前半部分・後半部分につき、それぞれ期末試験にかわるレポート（60％）及び平常点（報告・討論参加状況）（40％）により評価する。

＜その他＞

授業科目：国際関係論演習（４単位）
責任教員：戸澤　英典
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：通年
週授業回数：隔週２回

＜目　的＞

この演習では、現代の国際社会で発生する事象や問題に対する分析能力の涵養を目指して、国際関係論の重要トピックに関する文献・資料を読みすすめる。今年度は、リーマンショック後の世界秩序を全体テーマとする。

＜授業内容・方法＞

東西冷戦終焉から既に20年以上の時が過ぎたが、ポスト冷戦後の世界秩序は今なお明確な形をとるには至っていない。特に、2008年のリーマンショック以降、動揺する国際政治経済システムの中で、世界は両大戦間期にも似た危機の時代に突入した、という見方すら有力となっている。

こうした世界秩序の現状を分析し、さらには近未来への展望を得るべく、今年度の国際関係論演習では国際政治経済システムを中心に考察を進める。特に、担当教員の専門分野であるヨーロッパを重点的に取り上げたい。2009年末のギリシャの国債危機に始まった混乱はユーロひいてはEUの実存的危機へと深化したが、現在では欧州債務危機は去ったとの見解もある。他方で、現在は（何度目かの）小康状態に過ぎないという悲観的な見方も根強いが、いずれにしろユーロの将来は国際政治経済システムに非常に大きな意味を持つ。また、ユーロと密接に連動するEUあるいは各加盟国の今後の展開は、ポスト国民国家時代の国内・国際秩序に影響を与えるものでもある。

もっとも、国際政治経済システムに決定的な重要性を持つ国は米国であり、あるいは世界秩序にダイナミズムをもたらしているのはBRICsをはじめとする新興諸国である。したがって、そうした国々についても視野に含めることが必要となる。

演習の進め方としては、まず受講者は全員で基礎的な日本語文献・外国語文献を講読する。その後に２～３名で１グループを作り、各グループが担当する地域や政策分野を選び、順に報告を行う。

各回のテーマは次の通り。但し、受講者の関心を聴取した上で、変更があり得る。

1.　イントロダクション
2.　国際政治経済の現状と理論
3.～5.　基礎文献講読（日本語）
6.～8.　基礎文献講読（英語）
9.～14.各グループの報告
15.　総括的討論

＜教科書・教材＞

全員で講読する文献および各トピック別の参考文献については開講時に指定する。

＜成績評価の方法＞

授業中の報告および学期末のレポート（ゼミ論文）で評価。

＜その他＞

参加希望者は初回の授業時に説明会を行うので必ず出席すること。学部演習・研究大学院演習と合併。

授業科目：西洋政治思想史演習（４単位）
責任教員：犬塚　元
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：通年
週授業回数：２回（隔週）

＜目　的＞

公共政策を検討・吟味する学問のことを仮に「公共政策学」と呼ぶとすれば、それは、法学・政治学・経済学（さらにはそのほかの隣接学問分野）に跨がる学際的 inter-disciplinary 学問である。「公共政策学」がそのような学際的な学問であるならば、これを学ぶにあたっては、これまでの法学・政治学・経済学の知見を十分にふまえておかねばならない。もし仮に「これまでの法学・政治学・経済学」の成果が不十分であるにせよ、「これまでの法学・政治学・経済学」を理解しないままにそれを批判するとすれば、それは単なる反知性主義と同じである。

この授業科目は、「これまでの法学・政治学・経済学」を理解するために、西洋における政治理論・政治学説を歴史学的に学ぶものである。そのことを通じて、公共政策についての複眼的な視座をもつことがここでの目的である。

＜授業内容・方法＞

本年度の前期は、Duncan Forbes,*The liberal Anglican idea of history*,Cambridge University Press,1952(Reissued 2006) を輪読する予定である。
後期は、近現代の英米政治思想史に関連する一次史料の講読を行う。
内容は変更がありうるので、開講時期前の掲示に注意すること。

演習形式。各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが必要である。研究大学院との合併であり、川内キャンパスで開講する。本授業科目は、時間枠を越えて延長する可能性がある。

＜教科書・教材＞

文献は配布する。

＜成績評価の方法＞

平常点

<その他>

本演習は、西洋の思想史や哲学史について一定の前提知識を必要とする。そのため、参加希望者は、開講前に必ず担当者にメールにて連絡して、予習や準備について情報を得ておくことが求められる。

授業科目：ヨーロッパ政治史演習（４単位）
責任教員：平田　武
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：通年
週授業回数：隔週２回

＜目　的＞

英語で書かれた社会科学文献を購読して、その内容を咀嚼した上で、学問的・批判的に討論する能力を身につけること。

＜授業内容・方法＞

権力のイデオロギー的・経済的・軍事的・政治的源泉を区別し、それに応じて社会ネットワークが異なる形を取ることから、時代毎に異なる優位を示す権力源泉の組合せによって、世界の歴史を多形的な社会変容として描くマイケル・マンによるマクロヒストリーの後半二巻が刊行された。前年度の演習で第三巻を読み終えたので、今年度は最後の第四巻を題材として、20 世紀後半の現代史を考察する。

第四巻では、資本主義経済の展開、国民国家体系の普及と、アメリカ帝国の展開を主軸として、アメリカ帝国の盛衰、共産主義の崩壊・変容（ソ連、中国)、20 世紀後半における革命、新自由主義の勃興と危機、等が扱われる。

著者は社会学者であり、独自の概念を多用するため、参加者は予め彼の概念の使用法に慣れておくことが必要となる。そこで、既に翻訳の出ている同書第一巻の第一章は必ず事前に読んでおくこと、また、できれば第一巻の残りの章と第二巻も（残念ながら、余り良い翻訳とは言い難いのだが）本演習と並行して読んでおくことが望ましい（マイケル・マン『ソーシャル・パワー：社会的な < 力 > の世界歴史Ⅰ――先史からヨーロッパ文明の形成へ』NTT 出版、2002 年、同『ソーシャル・パワー：社会的な < 力 > の世界歴史Ⅱ――階級と国民国家の「 長い 19 世紀 」』上・下、NTT 出版、2005 年)。

演習は、毎回教材のうちの 40 〜 80 頁（参加者の人数等を勘案してペース配分を決める）ほどを担当者にレジュメ（B4 二枚〜三枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも１回は報告を担当してもらうことになる。原著は 400 頁を越える大著であり、参加者には毎回相当量の英文を読み進めていく根気が必要となる。

＜教科書・教材＞

Michael Mann, *The Sources of Social Power, Volume 4: Globalizations, 1945-2011* (Cambridge: Cambridge University Press, 2013).

教材はこちらで用意する。参考文献は、演習の中で適宜紹介する。

＜成績評価の方法＞

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

＜その他＞

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。研究大学院演習と合併。

授業科目：インターンシップＡⅠ・Ⅱ、Ｂ（１～２単位）
配当学年：Ｍ１・２年

＜目　的＞

この科目では、学生が公共的な職場又は職種に一定期間出向き、実務の現場に触れることを通じて、公共政策に関する実務能力の向上を目指す。

＜授業内容・方法＞

インターンシップＡⅠ・Ⅱ、Ｂの実習を希望する学生は、進路指導調書に記入し、アドバイザー教員と相談のうえ受入れ機関を申し込む。受入れ機関決定後、受入れ機関でのインターンシップを経て、インターンシップ委員会に研修報告書を提出する。また、学内報告会においてインターンシップでの研修内容を報告する。

人事院主催の霞が関公共政策大学院生インターンシップについては、別途掲示する。

霞が関公共政策大学院生インターンシップ以外のインターンシップでインターンシップ委員会が霞が関公共政策大学院生インターンシップと同等であると認めたものについては、学生は、事前にインターンシップの研修申込書と受入れ機関が作成した研修計画書を提出する。

なお、インターンシップ委員会は、実習の終了後、受入れ機関の責任者に対し、学生の研修内容等に関する評価書の提出を求めることがある。

＜成績評価の方法＞

成績評価は、研修報告書や学内報告会の結果に基づいて、合否により判定する。

合格の判定をしたときは、インターンシップの期間が１０日以上（受入れ機関が定める休日を含む。）である場合には２単位（インターンシップＢ）を、それ未満である場合には１単位（インターンシップＡⅠ・Ⅱ）を認定する。

＜その他＞

インターンシップＡⅠ・Ⅱ、Ｂは、合計して２単位までしか履修することができない。

授業科目：比較政治学演習Ⅰ（２単位）
責任教員：横田　正顕
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：隔週２回

＜目　的＞

現代ヨーロッパ政治の諸問題：政党政治の変容、福祉国家の再編、政治腐敗に対する規制、移民問題への政治的対応など、現代のヨーロッパ諸国が直面する様々な問題について、どのような一般的傾向と偏差が見られるのかについて、テキストを講読しながら考察する。

＜授業内容・方法＞

以下のテキストを１～数章ずつ読み進め、各回における報告者の報告をもとに討論する。参加者の理解や興味に応じてテキストを追加することがある。

＜教科書・教材＞

Erik Jones, Paul M. Heywood, Martin Rhodes, and Ulrich Sedelmeier, eds., Developments in European Politics, 2nd edition, Palgrave Macmillan, 2011. 個別テーマに関する追加・補足の文献については、授業中に指示する。

＜成績評価の方法＞

演習への出席状況、報告内容、討論への参加を総合的に判断して成績を評価する。

＜その他＞

この授業は、川内キャンパスにて、研究大学院で開講される比較政治学演習Ⅰと合同で行われる。余力があれば、課外における集中的な勉強会または合宿などを利用して追加文献を読み進める。

授業科目：比較政治学演習Ⅱ（２単位）
責任教員：横田　正顕
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：隔週２回

＜目　的＞
　領域政治としての欧州統合：欧州憲法条約の挫折と欧州危機に伴う欧州統合の停滞期にあって、領域構造としてのEU及びEUの発展伴うヨーロッパの領域政治の展開にはどのような変化が見られるのか。本演習では、このような問題関心から幾つかの研究書・論文を読み進め、批判的に検討を加える。

＜授業内容・方法＞
　以下のテキストを１～数章ずつ読み進め､各回における報告者の報告をもとに討論する。参加者の理解や興味に応じてテキストを追加することがある。

＜教科書・教材＞
Stefano Bartolini, Restructuring Europe, Oxford University Press, 2005; Christopher Ansell and Giuseppe di Palma, eds., Resturucturing Europe, Cambridge University Press, 2004; Simona Piattoni, The Theory of Multi-Level Governance: Conceptual, Empirical, and Normative Challenges, Oxford University Press, 2010.個別テーマに関する追加・補足の文献については、授業中に指示する。

＜成績評価の方法＞
　演習への出席状況、報告内容、討論への参加を総合的に判断して成績を評価する。

＜その他＞
　この授業は、川内キャンパスにて、研究大学院で開講される比較政治学演習Ⅱと合同で行われる。余力があれば、課外における集中的な勉強会または合宿などを利用して追加文献を読み進める。

授業科目：日本政治外交史演習Ⅰ（２単位）
責任教員：伏見　岳人
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：前期
週授業回数：１回

＜目　的＞
日本政治外交史研究の動向を学び、研究の現状と課題をより深く理解することを目的とする。

＜授業内容・方法＞
近年に発表された日本政治外交史に関連する専門書を講読する。講読する文献は、参加者と相談した上で決定する。日本語の専門書を2冊ほど講読する予定である。毎回の授業は、担当者による報告と、参加者全員での議論によって構成される。

＜教科書・教材＞
文献については初回時に参加者と話し合って決定する。近現代日本の外交政策や中央・地方関係を扱った研究書をなるべく取り上げる予定である。

＜成績評価の方法＞
報告や議論をもとに総合的に評価する。

＜その他＞
履修を検討している場合は、授業担当者に事前に連絡すること。担当者の連絡先は以下の通り。fushimi @ law.tohoku.ac.jp

授業科目：日本政治外交史演習Ⅱ（２単位）
責任教員：伏見　岳人
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞

近代日本の政治や外交について研究する際に必要となる史料の読解力を向上させることを目的とする演習である。日本政治外交史研究で用いられる様々な史料を独力で判読できるようになることが学習の到達目標となる。

＜授業内容・方法＞

参加者は、毎回指定された史料を事前に判読し、その翻刻を作成した上で授業に臨むことになる。くずし字と呼ばれる草書体や変体仮名を含む墨で書かれた史料を丁寧に判読していくことになる。この読解力の向上のためには反復練習が有効であり、そのための努力を厭わない参加者を歓迎する。講読する史料は、参加者の関心を踏まえた上で決定する。また参加人数によっては、近年に発表された専門書の講読を行うこともある。

＜教科書・教材＞

テクストのコピーは当方で用意する。くずし字辞典を一冊（児玉幸多編『くずし字用例辞典　普及版』〔東京堂出版、1993 年〕など）、各自で購入しておくこと。

＜成績評価の方法＞

報告や議論をもとに総合的に評価する。

＜その他＞

履修を検討している場合は、授業担当者に事前に連絡すること。担当者の連絡先は以下の通り。fushimi @ law.tohoku.ac.jp

授業科目：現代政治分析演習Ⅰ（２単位）
責任教員：尾野　嘉邦
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞
計量政治学の方法と分析ツールについて学び、計量分析を使った研究をデザインする。

＜授業内容・方法＞
この演習では、政治現象を解明する上で、どのようにアプローチしたらよいのかについて、政治学方法論の初心者向け教科書と論文を用いて学ぶ。最終的に、計量分析を使った学期末レポート（タームペーパー）を執筆し提出する。タームペーパーのテーマは各自の興味・関心に基づき設定し、分量はA4でダブルスペース、30枚程度とする。

＜教科書・教材＞
教科書は、Kellstedt and Whitten, *The Fundamentals of Political Science Research* (Cambridge University Press, 2009) を用いる予定である。

＜成績評価の方法＞
出席及び議論への貢献（30％）、タームペーパー（70％）

＜その他＞
履修に当たって、統計学などの事前の知識は必要としない。実際に計量分析を行うためのソフトウェアを使った演習を「現代政治分析演習Ⅱ」を行うので、必ず両方を同時に履修すること。なお、いずれも研究大学院（博士前期・後期課程）及び公共政策大学院の合同で開講する。

授業科目：現代政治分析演習Ⅱ（２単位）
責任教員：尾野　嘉邦
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：後期
週授業回数：１回

＜目　的＞

計量政治学の方法と分析ツールについて学び、政治に関するデータを用いて計量分析を行う。

＜授業内容・方法＞

この演習では、政治に関するデータをどのように処理し、分析したらよいのかについて、計量政治学の教科書と統計分析ソフトウェアを用いて学ぶ。最終的に、計量分析を使った学期末レポート（タームペーパー）を執筆し提出する。タームペーパーのテーマは各自の興味・関心に基づき設定し、分量は A4 でダブルスペース、30 枚程度とする。

＜教科書・教材＞

教科書は、浅野・矢内「Stata による計量政治学」（オーム社、2013）および、飯田「計量政治分析」（共立出版、2013）を用いる予定である。

＜成績評価の方法＞

出席及び議論への貢献（30 %）、タームペーパー（70 %）

＜その他＞

履修に当たって、統計学などの事前の知識は必要としない。計量分析のアプローチや概念について学ぶための演習を「現代政治分析演習 I」で行うので、必ず両方を同時に履修すること。なお、いずれも研究大学院（博士前期・後期課程）及び公共政策大学院の合同で開講する。

授業科目：防災政策論演習（4 単位）
責任教員：丸谷　浩明
配当学年：Ｍ１・２年
開講学期：通年
週授業回数：週１回

＜目　的＞

東日本大震災は、わが国の防災政策を改めて大きく見直す契機となった。昭和 34 年の伊勢湾台風を踏まえた「災害対策基本法」による災害対応の体系化、平成 7 年の阪神・淡路大震災を踏まえた緊急対応体制の改善、などに匹敵する見直しが現在進められている。これらは災害対応をより進化させるものである一方、技術進歩や社会システムの複雑化によって新たに生じた災害脆弱性への対応でもある。

日本は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ（中部地方沖から九州東部沖にかけての断層）の巨大地震や首都直下地震、さらには、火山爆発や大都市圏での広域大水害等の巨大災害にも備えなければならない。未だ取り組むべき課題は多く、政策判断を迫られる問題も多い。防災政策は、今後とも国及び地方自治体の重要政策であり続けることとなろう。

防災対策を担い手の観点でみると、政府・地方自治体の取組（公助）だけでなく、個々人、自主防災組織、企業、NPO、ボランティアなどの各主体の取組（自助・共助）も大きな役割を果たすことが求められており、それらを推進する防災政策も重要である。大学組織や学生についても同様で、大震災の被災地にある東北大学において、防災政策を学ぶ意義は大きい。

本演習においては、防災政策を幅広い視点から理解していくとともに、参加者の関心が高い防災の分野を議論のテーマとして採用し、今後実施されるべき防災政策について議論していく。

＜授業内容・方法＞

演習では、年度の前期、後期のそれぞれにおいて、教員から行う防災政策に関わる幅広い論点の説明を踏まえ、参加者が自ら選定した防災政策のテーマについて、簡潔なレポートを作成し、それに基づき発表を行い、参加者間で議論を行う。

教員から説明する防災政策に関わる論点としては、どちらに進むべきか迷われる、判断が問われるような事項（以下に例示）を取り上げる予定である。

①　家族それぞれが適切な災害対応行動をとるには何が必要か
②　地域の高齢者、障害者等の要援護者を誰が支援するのか
③　大学生が災害発生時にとるべき避難行動・社会貢献とは何か
④　マンションや高層ビルの防災上の問題点とその解決方策とは
⑤　地域の中小企業が災害を乗り越えるための方策とは
⑥　行政が災害時でも必要な業務を行えるために何が必要か

⑦　災害発生予測の可能性は。ある程度可能ならどう活かすか

⑧　災害被害を防ぐ防災投資は、財政負担も含めどうすれば持続可能か

また、論点の提示において、災害発生時の判断力を鍛えるために用意されたクイズや机上訓練の材料も取り入れる予定である。

なお、参加者のレポートのテーマの選定については、教員が具体的相談に応じ、収集すべき情報等も助言し、演習においてできるだけ先端的な議論を行えるように支援する。

＜教科書・教材＞

教材は、毎回配布する。

＜参考書＞

中央防災会議「防災対策推進検討会議　中間報告」、内閣府防災担当 HP、2012

中央防災会議「防災対策推進検討会議　最終報告」、内閣府防災担当 HP、2013

丸谷浩明「事業継続計画（BCP）の意義と経済効果」、ぎょうせい、2008

＜成績評価の方法＞

参加者の作成するレポート及びその発表状況、毎回の授業における質疑・討論への参加の状況に基づいて行う。なお、レポートについては、演習での発表時期にかかわらず、期末に完成版を提出してレポート内容の評価対象とする。

＜その他＞

片平キャンパスで開講する。

参加者は、防災政策・災害対応に関係する学内の他の大学院からの参加も見込んでいる。

公共政策大学院

授　業　日　程
時　間　割　表

平成２６（２０１４）年度授業日程

（公共政策大学院）

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月　2日(水)
個別履修指導	4月　3日(木)
前　期　授　業	4月　7日(月)～7月22日(火)
前期試験期間	7月23日(水)～8月　1日(金)
夏　季　休　業	8月11日(月)～8月15日(金)
夏　季　授　業	8月　4日(月)～8月　8日(金) 8月18日(月)～9月30日(火)
後期授業 I	10月　1日(水)～12月22日(月) ※11月7日(金)3，4，5，6限は法科大学院 入試設営に伴う休講(予定)
後期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	12月24日(水)～12月25日(木)
冬　季　休　業	12月26日(金)～1月2日(金)
後期授業 II	1月　5日(月)～1月26日(月)
後期試験期間	1月27日(火)～2月　5日(木)

※　4月　３日（木）：東北大学入学式
　　3月２５日（水）：東北大学学位記授与式

授　　業　　時　　間

第１講時	８：５０	～	１０：２０
第２講時	１０：３０	～	１２：００
第３講時	１３：００	～	１４：３０
第４講時	１４：４０	～	１６：１０
第５講時	１６：２０	～	１７：５０
第６講時	１８：００	～	１９：３０